

平成30年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

---

議事日程

平成30年9月5日（水曜日）午前9時05分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
8番 中根久治君	9番 浅井武光君	10番 大嶽弘君
11番 池田久男君	12番 笹野康男君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君	16番 杉浦あきら君

欠席議員（1名）

7番 鈴木雅史君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 小野伸之君	企画部長 近藤学君
総務部長 山本富雄君	住民こども部長 都築幹浩君
健康福祉部長 藪田芳秀君	環境経済部長 鳥居栄一君
建設部長 羽根淵闘志君	教育部長 志賀光浩君
消防長 吉本智明君	教育部次長兼 学校教育課長 牧野宏幸君
建設部次長 佐々木要君	会計管理者 兼出納室長 林敏幸君
消防次長兼 消防署長 小山哲夫君	

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、御報告いたします。

7番、鈴木雅史議員は、入院により、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ここで、お諮りします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 山本富雄君 登壇]

○総務部長(山本富雄君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日の台風21号について、状況報告をさせていただきます。

参考に気象日報をお手元に配付いたしましたので、ごらんください。

台風21号の接近により、昨日、午前4時20分、幸田町に暴風警報が発表され、同時刻災害対策本部を設置いたしました。また、今回の台風に関しては、1993年の台風13号以来となる非常に強い勢力のまま上陸となる台風であり、大きな被害も予想されたため、9時30分に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、23の全ての行政区に避難所を開設し、住民の安全を図りました。その後、9時42分大雨警報も発表されました。台風は、正午ごろ徳島県南部に上陸し、午後3時過ぎには日本海に抜けていきました。暴風警報につきましては、午後6時8分に解除されましたが、深夜になり雨が再び激しく降り、午後11時50分に土砂災害警戒情報が発表されたため、2-2の非常配備体制に戻し、町内の危険箇所の確認を実施いたしました。その後、土砂災害警戒情報は、本日、午前4時40分に解除され、大雨警報につきましては、午前6時10分に解除され、同時刻をもって丸一日設置されておりました災害対策本部を解散いたしました。

昨日降り始めから本日朝6時までの総雨量は117.5ミリ、台風通過後の23時から24時の1時間で39ミリの雨量を観測し、最大瞬間風速は、午後3時に34.8メートルを記録しており、非常に強い台風でありました。

各避難所に避難された方は、坂崎公民館に2世帯3名、上六栗老人憩の家に1世帯2名の計3世帯、5名の方が避難をされました。避難準備・高齢者等避難に関しては、午後6時をもって解除し、あわせて23行政区の避難所も閉鎖をいたしました。

現時点での主な被害の状況は、人的被害として、外の階段で風にあおられ67歳の男性がかかと及び腰椎を骨折され病院に搬送されたと、1件報告をされております。その他被害では、長嶺コミュニティホームの玄関ガラスの破損や倒木等はありませんでしたが、台風が若干西寄りに進路を変えたこともあり、人的被害以外では大きな被害は今のところ報告を受けておりません。その他の被害については調査中であり確認できておりませんが、最終的な被害報告は後日させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は15名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 浅井武光君、10番 大嶽 弘君の両名を指名します。

---

#### 日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をしてみたいです。

まず、きのうとさきょう、災害対策大変御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

初めは、学力向上の本気度を問うというテーマで進めてまいります。

7月に入りまして、ことしの全国学力テストの結果が公表され、これを受けて8月には愛知県の結果が公表されました。昨年度までの幸田町の学習状況調査の結果はホームページ上に発表されておりますので、過去5年分については確認することができます。この結果を受けて、教育委員会は毎回、学力テストを分析し、まとめとして、調査結果を受けてと題した総括をしております。

5年分、読んでみました。おやと思うことがありました。それは、平成25年からの5年間、この調査結果を受けての内容はどれも一言一句同じで、5年間変わっていないのです。前年度の丸写しというか、コピーであります。テストを受ける子どもも問題も毎年違うのに、なぜ、調査結果を受けての内容は同じなのか。公表する報告書の作成のあり方について、初めから結論ありきなのか、なぜ毎回前年の丸写し、コピーなのか、平成25年以前はどうであったのか、以上のことについて、まずお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 通称全国学力テスト、正式名称を全国学力学習調査と申しますが、これは文部科学省が毎年4月に全国の国公私立学校の小学6年生及び中学3年生の原則全児童生徒を対象に、国語と算数、数学を主に実施している調査でございます。

教育委員会がホームページで公表している調査結果の報告がこの5年間変わっていない、コピーだとの御指摘であります。議員が御指摘の部分はホームページ上の最後の部分、3 調査結果を受けてという部分のことでございますが、この部分については、各学校は授業改善を図っていきますとか、家庭においては励ましをお願いしますとか、その年の結果に応じて変わるというような意味合いの部分ではありませんので、5年間変わっていないということでもあります。なお、結果報告の結びとしての3 調査結果を受けてという項目名がその内容と照らしてどうかということは検討はさせていただきたいと思っております。

そして、議員の御心配の本旨と思われ、毎年子どもも問題も違うのだからという点につきましては、その前段に幸田町全体の傾向についてという部分で、小中学校別の全体の結果概要、各教科の学習領域での結果ということで御報告させていただいているところでございます。

また、平成25年以前はどうかということでございますが、このような形で結果をホームページに掲載し始めたのが25年からということで御理解願います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今説明がありましたが、調査結果を受けての内容を少し紹介させていただきますと、「この調査で測定できるのは、学力の特定の一部です。子どもたちの学力や生活のすべてを表しているわけではありません」と書いてあります。確かにこの調査だけで個別の子どもたちの学力や生活の状況の全体を評価できるものではありませんが、毎年毎年同じ学年に対して行われるこの調査は、その積み重ねによって得られたデータはまさにビッグデータとなります。子どもたちの傾向とか変化を知ることができるはずですが、個としてはほんの一部でございますが、全体としては授業改善への貴重なデータとなります。なぜ、教育委員会はこの学力テストを授業改善への貴重なデータとしての認識をする立場で表現されていないのか。その点についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 学力の特定の一部というフレーズを初め、ただいま議員に御紹介いただきました部分につきましては、文科省の学力調査に関する実施要領にあります調査結果の取り扱いに関する配慮事項に同趣旨のフレーズがあり、町としてわきまえるべきこととして引用させていただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 学力テストは平均点が上がったとか下がったとか、そういうことで騒ぐことではなくて、次の授業に生かすものです。愛知県は毎年、この調査の分析から学力・学習充実プランというのを作成しております。授業改善への提言がされております。教育委員会が、学力の結果を生かした分析について、なぜ言われぬのか。教育委員会の見解をお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員が御指摘の分析結果を生かすという点につきましては、毎回調査結果が提供された際には、各学校は調査結果から自分の学校の課題を明確にし、その対策に取り組んでおり、校長会においても分析・結果と対策をまとめたものを提示し、幸田町指導改善のポイント、あるいは今後の指導についてとして指導の際の例示をするなど、現に生かすための取り組みはしているところでございます。結果・分析を生かすことは文科省の趣旨に沿ったことでございますので、公表上の表現は検討をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

ぜひ、ホームページ上の表現をずっと読んでいきますと、何もやらないのではないかなという印象を持ってしまいますので、表現については、ホームページを見た人が安心できるような表現にしていきたいと思っております。

毎年毎年、同じような分析結果と総括を見ていますが、ことしの結果について、現時点で話せる範囲で、学力や生活の状況の分析結果についての所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 申しわけございません。まずは教育委員会にて報告をすべく現在鋭意分析中でございますので、これまでの公表については御勘弁願います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いずれ追って報告いただけるかと思っております。

幸田町は施策として、学力向上推進事業を行っております。少人数指導嘱託教員配置事業という名前がそれです。これは、初めにお聞きしましたコピペに絡むことですが、先ほどの報告書に書いてありますので、ちょっと紹介をさせていただきます。

平成25年から4年間連続でこのような言葉が載っております。「幸田町では、町独自で非常勤講師を配置し、全校で算数・数学を中心とした少人数指導を実施しています。今回、小中学校ともに、全国に比べ、算数・数学の下位層が少ないことから、少人数指導の成果が表れていると考えます。」という文章を載っております。しかし、昨年はこの丸写しというか、同じような文章が、コピペというか、これが消えました。前年踏襲のこの文がなぜ消えたのか。まずは、このコピペの文が昨年消えたということについて、まずその理由についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） なぜ消えたのかということですが、コピペという言葉に議員の強い思いを感じるわけでございますが、まず町独自の非常勤講師の配置による少人数指導の成果という趣旨の一文をなぜコピペし続けてきたのかということですが、それはそういう分析、認識をこの間持ち合わせ、なおかつ議員がおっしゃるとおり、当教育委員会としての一つのアピールどころかなという作成上の意図があったというふうに思われます。ということです。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それでは、なぜ昨年度はこの表現を削除されたのかということにつ

いてのお尋ねでございます。お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、失礼しました。

では、なぜ、それが昨年消えてしまったのかという部分でございますが、その成果がなくなってしまったわけでも、県との関係の中でうたいにくくなったわけでも、ましてや貼りつけがうまくいかなかったわけでもございません。例年、この結果報告は学校教育課の指導主事の先生が作成してくださっているわけですが、その分析公表に毎年心を砕いていただいております。特に昨年度につきましては、内容を見直し、御指摘の部分を割愛の上、新たにこれまでの単年分析に加え3年後との比較、つまり6年生だった児童が中3になったときどう伸びていたのかという児童生徒の経年的な成長を分析を工夫、掲載をしたという結果でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この少人数指導嘱託教員配置事業というのが、これは幸田町の目玉であると。そのようにずっと長い間伝えていたと、表現してきました。ところが、昨年になったらこれが消えてしまったと。それはなぜかということは今聞いているわけですが、これは愛知県の取り組みの中を見ても、「小中学校において個に応じたきめ細かな指導を行うために少人数指導を継続する」と書いてあります、愛知県ですね。ですから、町独自の取り組みであると言いつらくなったので消えたのかというふうに解釈をしました。いずれにしても、少人数指導嘱託教員配置事業というのは町の看板施策ですよ。この施策の表現をこの中で消してしまったというのは何でだろうということをおもうわけですので、再度答弁をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 結論から言えば、昨年度の結果報告の中で今までうたい続けてきた少人数指導の取り組みを消したという、消すことに意義があったとか、消さざるを得なくなってしまった特段の事情があったわけではございません。編集上の意図として、その部分は割愛をさせていただいて、先ほど説明をさせていただきました新たな評価の観点として3年間の経緯を時系列的な評価をして、それを掲載をさせていただいたという、ある意味工夫と捉えていただけるとありがたいと思う部分でございます。

また、県との間がらにおきましては、県でももともと県の加配によります少人数指導の先生ですとか、非常勤はもともとある中で、町独自の取り組みという部分については、県の加配ではなくて町の単町による雇用、現状各学校9校に1人ずついるわけですが、町独自の予算での雇用もしているという意味での単独事業というふうに理解していただけたらと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今までの少人数指導が今では全国的な取り組みともうなってきたと。県はもちろん全国でもこの少人数指導というのをやっているわけですから、これを町の唯一の学力推進事業だといって胸を張れるものではないのかなと。みんなどこでもやってるのではないかということになってきたので、それを今回はこの言葉を外したのではないかなというふうに私は思ったんですよ。幸田町が少人数指導の成果を強調しなく

なれば、ほかに学力向上推進事業として、幸田町が胸を張って言える事業がほかにあるのかと。町として、ほかの計画も含めて取り組んでおられる事業がございましたら、その概要について教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 少人数指導以外のほかにはということでございますが、ほかには教員免許保有者によります理科支援員の配置、あるいは授業力向上のための研修会の開催、特に夏休みなんかですところた夏塾という形でやっておりますり、各校で行われる研究授業を町内小中学校間で公開をし、互いに授業を見合い、授業力を高め合うような取り組み等々をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、お答えの中にあつたように、町単独の予算で少人数指導授業をやっていると、このことはやっぱりそれは町として胸を張って言ふべきことであろうと思いますので、そのことをあえてここから外す必要はないなというふうに私は思っておりますから、その点はまた工夫のほうをよろしく願いしたいと思います。

幸田町は、幸田町総合教育会議というとても水準の高い会議がございます。まずは、この会議とはどういうものなのか、教育委員会の会議とはどこが違うのかという概要についてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 幸田町総合教育会議につきましては、町長部局の企画部所管の会議となりますが、私のほうから答弁させていただきます。

幸田町総合教育会議設置要綱により設置が義務づけられておまして、第1条におきまして、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題及び目指すべき姿を共有し、効率的な教育行政の推進に資するためとその目的がうたわれております。また、第2条で、会議は町長及び教育委員会をもって構成するとされており、教育委員会の会議との違いは、そのメンバーに町長が含まれているか否かということが一番大きな違いでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教育委員会の会議にプラス町長という構成であるということが理解できました。この会議はことしも6月に開かれて、その会議録が公開されております。平成27年から始まったこの会議は既に9回に及ぶと思いますが、会議録をずっと読み直してみまして気づいたことは、この会議には全国学力テストに関する話題が登場していないということです。要するに、もう9回も開かれているのに全国学力テストに関する話題というのはこの会議には登場しないんだということがわかりました。教育問題を扱う幸田町総合教育会議において、なぜ全国学力テストの結果についての情報交換とか意見交換がないのか。情報交換・意見交換用のテーブルはないのか。学力向上についての情報交換や意見交換はどこでどのようになされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 総合教育会議の設置目的からすれば、全国学力学習調査の結果についてが協議項目として挙げられても不自然ではなく、これまでは結果として他の案

件が優先的に意見交換されてきたということでございます。その一方、教育委員会はその筋のための会議、組織でありますので、当然のことながらまず結果の概要をお示しし、その後、町全体としての傾向について、教科、質問等について具体的な数字に基づいた分析を提示し、教育長及び教育委員との意見交換、助言等をいただいているところであります。また、町長に対しては、例年教育委員会での協議を踏まえ、教育長が直接レクチャーをし、情報の共有、意見交換をさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 全国学力テストの結果というのは、町民誰でも関心のあることなんです。幸田町の幸田町総合教育会議の中においてはこれが話題にもならない。議題にも取り上げないし、話題にもならない。そんなレベルなんだと。そういう扱いをずっともう9回も続けてこられた。これからもそうするのかわかりませんが、これは教育会議の話題としてはふさわしくないのかどうか、その点についての見解をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この学力調査の結果を総合教育会議で話題とすることがふさわしくないのかどうかということについては、ふさわしくないなんていうことはないということで、この会議の場で取り上げても先ほども申しましたが不自然ではなく、会議の趣旨には沿った議題であるかと思えます。

また1点、今まで9回開催されているわけですがけれども、総合教育会議は設置以来、最初の6回程度は、まず第一に幸田町教育大綱というものを策定するための審議に集中していたということで、教育に関します時事的な検討、議題というのはこのところの3回程度であるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ここに、私は幸田町が全国学力テストに対する取り組みの比重が置かれているんだと思うんですよね。随分全国学力テストに対する取り扱いが幸田町は低いのかなと、そういうふうを感じ取られます。全部の会議録を読んでみても、全国学力テストなんて言葉は一言も出てこないです。これが幸田町総合教育会議の実態なんです。なぜ、取り上げないのかと。話題にもならないのかと。その部分をもう少し考えていかないと、この学力テストの必要性について幸田町がどの程度認識しているかという、その認識度がわかるような気がしております。

私は、幸田町ほどまとまりがあって、目の届く範囲の規模の自治体というのはとても少ないだろうと、とてもいいところなんだというふうに私は思っております。ですから、この数年のうちには全国学力テストは幸田町は日本一になる可能性が十分あるなど、これはなって当然だろうと、そう思います。これは不可能と考える要素がないからですね。幸田町ならやればできるところなんだと。不可能にしているものは何かというと、それを考える組織がないからだろうと私は思います。全国学力テストで幸田町を日本一にしよう、そういうことを考えるべき組織がない、テーブルがない。総合教育会議ですらこの問題を扱わない。ですから、どこも扱わない。議論すべきテーブルそのものが存在しないと思うんです。3年以内に幸田町を学力日本一にするという目標に取り組みはどうかと思うのですが、幸田町の考え方についてお聞きします。



○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 学力テストの結果を受けて、幸田の学力の向上を目指す検討のテーブルということについては、その役割を果たすべき情報交換・意見交換のテーブルはと問われれば、まずは教育委員会の会議であります。その上で、総合教育会議の場で教育委員と町長との意思疎通を図ることも必要になってくると思います。また、3年以内に学力日本一を目指すという積極的な御提言をいただきましたが、先ほども触れましたが、本調査は文科省が示した実施要領にも調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることと示されております。また、8月2日の日に大阪市長が調査結果を校長や教員の評価やボーナスの額に反映させる意向を示したことに対しまして、8月3日に林文科相が改めてこの点について釘を差したところでもございます。教育委員会といたしましては、学校教育法第30条第2項でいわゆる学力の3要素として、一つ、知識及び技能、一つ、思考力、判断力、表現力、一つ、主体的に学習に取り組む態度を示していること、また小学校では2020年より、中学校では2021年より始まる新学習指導要領の創作に新設をされました資質・能力の育成としてあります知識・技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性の涵養に沿った取り組みが重要だと認識をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今まで言っただけかもしれませんが、全国学力テストのそれが幸田町は3年以内に日本一にしましょうよというのは私の提案なんですけれども、その日本一にすることが本来の目的でも何でもないので、幸田町として全国学力テストというものの話題がどこにも触れられていないと。どのテーブルにも乗らない、この幸田町の現状を考えたときに、何か持ってこないで幸田町は学力テストをそのままどこかへ流してしまうんだと。結果を受けても見ても、これはコピペなんだと、でしょ。ほぼ毎年やってる年中行事の一部にしかすぎないというような感覚としか、あのホームページ上のあの表現を見ると捉えられないものですから、何か思い切ってこれにはちゃんと目を向けてますよというようなものを出してほしいと、そういう意味で今までの話をしたわけですので、相変わらずそのような考え方はないというふうではなくて、前向きにこの学力テストというものを捉えてますよという、そういう姿勢はどこかで示すべきだと私は思っておりますのでね。そういう考え方について、再度お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 毎年やっておりますこの学習調査の結果の取り扱い、取り組みについて今議員に御指摘をいただきましたように、教育委員会として前向きにそれを生かしていくということについて、全く異議を唱えるものではございません。実際にそういう取り扱いはしているところでございます。今回、委員に御指摘をいただきましたホームページ上での公表の仕方については、そこら辺の教育委員会が従来から真摯に取り組んでいる部分がホームページを見るだけでは伝わりにくいというような部分もあるというふうに捉えさせていただきまして、そこら辺につきましては工夫はさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 目的は学力の向上にあると思うんですよね。学力向上のための王道というのか道は授業改善しかない、これはそのように言えると思いますので、多忙な教師に正面から学力向上のための授業改善をしてもらうための環境整備をすること以外にはほかに案はないと思うんですよね。要するに、先生たちに授業改善をしてもらおうではないか、学力向上のための授業改善をしてもらおうではないか、そういうことに取り組むほかには何も道はないと思いますよ。教師がみずからの課題をもって授業改善をするための研修ができるようにすること、自己研修を優先して、ほかの研修を減らす。多忙の要因となる研修を減らして、教師に自己研修の時間を与えること、これが一番大事だろうと私は思っております。研修というのは、教育基本法による教師の義務でございます。だからといって押しつけ研修をふやしても、これはだめだろうと思います。押しつけ屋の研修ではなくて、教師は目の前の子ども一人一人に対する授業改善の時間をつくってやらなければいけないということを考えます。ここで伺いますが、テーマを学力向上のための授業改善と明確にした自己研修を計画されるべきだと思いますが、その点についての御見解をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 学習指導要領に示されました資質・能力を育成するための主体的・対話的な深い学びがキーワードになっております。本町では、毎年、夏休みにこうした夏塾というような研修会を開催し、授業力の向上を目指し、研修会を実施しているところでございます。そんな中で、例えば平成29年度は生徒が主体となる授業づくり、そして30年度については主体的・対話的な深い学びを実現する授業づくりとして研修会を開催して、個々の先生、これは希望制でやっておりますので、前向きに自分で研修をしたいという自己研修の意欲がある先生に集まっていただいて勉強していただく、そのような授業づくり、研修の場を持っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） このテーマの最後に、教育長、町長にお聞きしたいと思いますが、幸田町の子どもたちの学力は町民の大きな関心事です。私は別に過激な学力至上主義者ではございません。しかし、学力向上もスポーツで勝つことも、目的ではありませんが目標なんですよね。幸田町の子どもたちの学力向上に向けて、学力日本一に向けて前向きな姿勢をお聞きして、この質問を終えたいと思います。お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 答弁を簡潔にしたいと思いますが、この議員の質問は幸田町の教育の根幹にかかわるところですので、若干丁寧に答えさせていただきたいと思います。

まず、今、議員のおっしゃったとおり研修は自主的であるべきだと、私も同感であります。今、部長が答えたように、こうした夏塾というのをやっております。夏休みの授業がないときに行ってますが、私が教育長になってまず一番最初に指示を出したのは、各学校何人という縛りを外してほしいということをしました。慣性研修は初任者研修とか10年目研修とかあるわけですが、それはもう法的に決まっているので外せません。幸田町が独自にやっていたこの夏の研修を、坂崎小学校は何人、幸田小学校は何人というのは外してほしいと。ゼロの学校があってもいいよと。講師に申しわけないけど、全部

で3人でも仕方ないと。そういうことを言ったところ、たくさん集まっていたいてます。でも、私が言ったからといって付度してたくさん集まったわけではなくて、たった1人しか集まってない学校もありました。本気で対応していただいたと思っていますので、実の上がる研修になっていると思っております。

それから、今の学力の向上については、ここは学校ですので、とても重要なことだという認識はもちろん持っております。しかし、私がまず何より大切にしたいのは、小中学校の9年間で子どもたちが自分の生きる構えといたしまししょうか、生きる姿勢といたしまししょうか、そういうものを見つけられるようにしてあげたいと思っております。さらに、情のある人になってほしい、そして感性豊かな人になってほしいと願っています。その上で、学力もつけてほしいと思っております。そのための手だてですが、小手先の技でテスト結果をよくするのではなく、今議員がおっしゃったように、ふだんの授業について子どもたちをやる気にさせることと、わかりやすい授業を進めるように教員の指導技術や生徒理解の力を向上させたいと思っております。もちろん先ほどから部長が答弁していますように、生きる力を育むために主体的・対話的、それで深い学びを目指した授業力の向上を目的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私の立場で申し上げられることでありますけれども、目指すべき教育を人的・物的に支えるべき教育環境の整備に努めることであろうと思っております。まずは教育委員会で御検討いただきまして、総合教育会議の場でも情報共有、意見交換をさせていただきたいと思っております。いかに勉強する力のある子、勉強をしたい子、これが町に根づくような環境整備に努めたいと思っておりますし、いろいろな分野で活躍していただけるような子どもたちが一人でも多く育つように、町としても教育環境の推進に努めていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ぜひ、総合教育会議の中に学力テストの結果についてというのが議題となって、それが波紋となって広がっていくことが大事かなと思っておりますので、それを外さないようによろしくお願いをします。第10回目の会議について、とても楽しみにしてまいりたいと思います。

次は、子どものための地域学校協働活動についての質問に移ります。

文科省は昨年、社会教育法の一部を改正しました。地域と学校をつなぐものとして、地域学校協働活動という概念を取り入れまして、活動の中心となる組織を地域学校協働活動本部として、地域と学校をつなぐまとめ役として地域学校協働活動推進員を委嘱するというものであります。

私にとって地域学校協働活動という言葉はとてもまだ新しくよく理解できていない部分であります。そんな中でこの質問をしていて申しわけないんですけども、しかも地域と学校との立ち場が今までとは違うんだというふうに言われております。この地域学校協働活動とは一体どういうものなのか、概略を簡単にお話したいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 地域学校協働活動に関するお尋ねでございます。

その概略につきましては簡単に言わせていただきますと、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等のさまざまな幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動というようなイメージかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） お聞きしておりましたが、少し概念が変わってくるということは私もわかるのですが、具体的にどう変わっていくかというのはまだよくつかめていないのですが。今までは地域が学校を支えると、そういう立場であったと思うんですね。これからは、地域と学校が支え合うという連携・協働活動をするということに大きな発想の転換があると、そういうふうに認識をしておりますが、そういう認識でよかったかどうかについてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今までは地域が学校を支えるという立場ということでしたけれども、考え方としては議員が理解されるようなそういう解釈でよろしいかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、今までのように、地域が学校の要望に沿って一方的に支えるというのではないという発想に立たないと、今までの活動でよいということになってしまう、そういう誤解を与えるということですので、このところはとても大事な発想の違いかなと思うんですね。繰り返しますが、地域が学校の要望に沿って一方的に支えるのではないという発想に立つ、このことが地域学校協働活動であるというふうに捉えないとまずいのではないかということでもあります。

教育基本法では、「地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。」とあります。幸田町としては、これを具現化するためにどのように推進されるのかお聞きします。まずは、モデル学区を指定するなどの計画についてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほどこの活動の捉え方について、議員の解釈でそういう方向ですよというふうに回答をさせていただきました。従来の考え方、そして今回のこの協働活動の考え方、活動の内容の違いというよりも支援から連携・協働へという視点の違いかなというふうに考えております。今までは地域が学校や子どもたちを応援、支援するという一方方向の関係で、その活動ごとにそれぞれ特定個人等で支援してきたというような構図であったかと思えますが、この活動の概念上では、子どもの成長を軸として地域の子どもたちを地域と学校が一体となって育てていくという視点で、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で学校と地域が教育目標を共有し、全体をコーディネートするという体制をつくり、地域と学校がパートナーシップに基づき双方向の関係で活動をするというものかと思われまます。そして、今議員のお尋ねの今後どういうふうにとりかかるとございまして、地域学校協働活動については平成29年3月に社会

教育法が改正をされまして、そのガイドラインが示されたばかりでございます。まずは本町における学区コミュニティ推進事業と小学校とのかかわり方の実情をよく把握をしたいというふうに考えております。したがって、すぐにモデル学区を指定するようなことは考えておりませんが、まずは必要に応じて教育委員会の職員等が学校・地域コーディネーター養成講座等々の県からいろいろな研修会の紹介もいただいているところでございます。そのような勉強の場を受講するなど、活動趣旨の理解とトータルコーディネーターたる推進員になり得るような人材の育成を進めつつ、当面は他の市町の動向を見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町には、既に社会教育指導員という役割の方が見えます。規則では定数1名ということになっているのですが、現在、社会教育指導員というのはどなたがどのように選出されて、どのように公表されているのかなどについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現在雇用をしております社会教育指導員につきましては、一昨年度まで町内の小学校で校長をやっていた方を採用をしているところでございます。そして、この社会教育指導員に委嘱をする人の条件としては、教育一般に関して豊かな見識を有し、かつ社会教育に関する指導技術を身につけていることとしております。幸田町の嘱託職員としての雇用でございます。町の一嘱託職員としての存在として、特に積極的な公表もしなければ、内密にしているということでもございませぬ。その役割につきましては、社会教育活動に必要な指導や相談、及び社会教育団体の育成や各小学校での家庭教育学級等での講話指導など等々の指導を行っていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今言われましたこの社会教育指導員さんの役割というのは大体わかりましたが、この方と地域学校協働活動推進員さんとの役割の違いについて、またはその現状についてお話をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、先ほど説明させていただきました町が採用しております社会教育指導員というのは、先ほどのような役目を特定の学区・地域ということではなくて、全町を対象に御指導させていただくということをお願いをしている役職ということでございます。仕事でやっていただいております。そして、もう一方、今回議員が御指摘の新しい活動、地域学校協働活動推進員というのは平成23年3月の社会教育法の一部改正によりまして、教育委員会が委嘱することができる存在として地域と学校とのかけ橋、コーディネーターとして地域学校協働活動を推進するのが役割でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 愛知県では、昨年度、平成29年ですが、そこに地域学校協働本部というのですか、活動をするための本部を設置しているのは、名古屋市を除く残りの53市町村の中でわずか4市であると。パーセントで言うと7.5%ですね。とても少ない、まだほんの始めたばかりですね。本年度に入ってから様子について、これはふえ

ているのか減っているのか、現状についてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本年度の地域学校協働本部の設置状況でございますが、北名古屋市、津島市、豊田市、田原市の4市で、昨年と変わりはありません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 文科省が今推進しようとしている地域学校協働体制というのは、スタートがこの4市で始まって、そこからまた先が進んでないということが今わかりました。

幸田町として、この地域学校協働体制にどのように取り組んでいくかについてお聞きしたいと思いますが、具体例として放課後子ども教室の地域の参加、放課後子ども教室に地域の参加があつていいかなど。または防犯パトロールのPTAとの連携、これもあつてもよさそうな話ですね。今は別々にやってますから、これを一緒にやってはどうかなど。または、今はやりのコミュニティスクールの開設とか、名前がしゃれてますがトワイライトスクールとも言うそうですが、そういうものを始めたらどうか。要するに、放課後子ども教室と似たようなものですね、そういうものを地域がつくってはどうか。または、通学団による広場の清掃とか花壇づくりとか、そういうのも積極的に学校ではなくて地域としてやっていってはどうか。子どもや大人が活躍できる機会は物すごくあると思うんですね。たくさんあるはずなのですが、そういうものを具体的に掘り起こしながら、地域学校協働体制というものをつくり上げていくことが大事なと思いますので、計画実践をするための地域学校協働活動推進員さんの必要性があると思っておりますから、その点についてのお考えをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今、議員に例示を挙げていただきました放課後子ども教室ですとか、防犯パトロールですとか、コミュニティスクールとのかかわりですとか、トワイライトスクールとのかかわり、地域との連携という、こういう今挙げていただいたようなメニューが確かに地域学校協働活動で推進していったらどうかという文科省も提唱しているメニューであるかと思えます。少なくとも放課後子ども教室というのは、数年前まで幸田町でもこれは町直轄でやっていたわけですがけれども、議会等との御意見も伺いつつ幸田町の放課後子どもの状況も勘案して、もともとあつた放課後子ども教室を児童クラブのほうへ吸収をしてきたいという経緯がございます。それは町レベルの話ですので、今の議員の御指摘の地域でという観点とは多少違う部分はあるかと思えます。いずれの御指摘いただいた例示のメニューも地域として取り組んでいただければありがたいメニューであることには間違いはないかと思えます。基本的にはこれから幸田町がどうこの事業に取り組んでいくのかということにつきましては、国が打ち出してまいりました地域学校協働活動あるいはその体制という概念は、国レベルにおいては地域と学校との新しい関係の構築という課題であると思いますが、本町におきましては、本町が長年にわたって大切に育て上げてきた地域のコミュニティ推進協議会と学校との関係と基本的に大きなスタンスの差はないような思いでおります。そういう意味で、この国の新たなシステムをうのみにして導入してしまうと、現在地域で良好に運営されているコミュニ

ティ活動との二重構造の支障が出てしまう懸念もございます。今後の取り組みの姿勢といたしましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、まずは本町におけるこの学区でのコミュニティ活動と小学校とのかかわり方を、その実情をよく把握した上でこの協働活動を推進役となっていたいただけるような人材の育成を進めつつ、よその市町の動きにおくれをとらないようなことを見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の姿勢として、今までのようによそを見てその後で歩いていくというような幸田町ではなくて、一步先を行くような、そういった子どもたちのために一步先を行くという、そういった姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。特に、これからは今話題にしておりますように、社会教育の分野での活動を広げていかざるを得ません。このことはとても大事かなと思うんです。組織づくりと支援体制を充実するためには、生涯学習課の役割がとても大きくなってくるといふふうに私は思います。職員の増員も含めて、現状と今後のあり方についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今後、社会教育の推進ということにおきまして、生涯学習課の位置づけ、役割が重要になってくるというありがたいお言葉をいただきました。現在の生涯学習課につきましては、中央公民館のほうで事務をさせているところでございます。生涯学習グループ、それから施設整備グループ、スポーツグループ、3グループでやっております。総勢10人ちょっとであるかと思っております。人材的にはありがたいことに役場の中での有能な人材を結構課長以下、生涯学習課のほうにはいただいている、連携もよく、生涯学習各種講座並びにスポーツ推進よくやってくれていると思います。きょう議員からありがたいお言葉もいただきましたので、それを励みにして、今後ともいい人材をいただきつつ事業の推進に努力をしまいたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに文科省が言おうとしている地域学校協働活動というのが、現況の学区のコミュニティ活動ととても似ている部分があると、それはそう思いますので、そこをうまくミックスすればおもしろいものができるのではないかなと思うのですが、そのためにはやはりそれを中心になってやっていくための組織の中に人材がいるんだろうと、人員もいるということで生涯学習課かなと思うものですから、その充実をさらに図っていただきたいというふうに思っております。この話題の最後に、町長のこの問題への取り組み、本気度についてお伺いしたいと思いますので、お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 地域学校協働活動はスタートしたばかりの取り組みではございますが、幸田町はコミュニティ活動は大変先進的にうまくいってございまして、学校との良好な関係も今は維持存続できております。しかしながら、今後この協働活動を勉強しながら、本町にとってもそれぞれのコミュニティ活動でうまくマッチングするようなところがあれば、ぜひ生かして進めていくような部分があれば今後考えていきたい制度であると思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時13分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告してございます2件について、順次質問をさせていただきます。

まず、高校卒業までの医療費無料化についてであります。

まず、第一に、町長の所信表明が6月11日、6月定例議会開会冒頭にごさいました。町長の所信表明で、町長は子ども医療制度がどうあるべきかを再検討し、さらなる制度充実を図ってまいりますと、このように述べておられました。そのさらなる充実とは、その内容についてまず答弁を求めるものであります。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私の所信表明の中にも先ほど言いましたさらなる子育て環境の整備を進めていく中で子ども医療制度がどうあるべきかを再検討し、さらなる充実を図っていきたいということでありまして。特に、子育て世帯の経済的負担を軽減する子育て支援の面からも必要な制度として、この制度の拡充を実現できるような取り組みを自分の任期中の中で行ってまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、あえてそれはわかっているわけじゃないですか。わかっていることをね、解説員になっちゃった。評論家になったり解説員になって、あなたは答弁をした。しかし、あなたでいけば先ほど申し上げたように、子ども医療制度がどうあるべきかを再検討し、さらなる制度の充実を図っていく、こういうことですよ。あなたは違う言葉で言うだけであって、私が申し上げているのはさらなる制度の充実とは何なのかと。所信表明ですよ。所信表明は、あなたの一つの決意のあらわれの表現の仕方、こういうことになるわけだ。それは何ですかということを知っているわけだ。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 失礼いたしました。現在調整をしているところではございますけれども、保護者負担が高額となる入院費の医療費助成ということで、18歳到達年度末までの対象者を拡大して、私の任期中の中で入院費の医療費助成について進めていきたいというのが一つの調整事項でありますけれども、具体的な見直し事項でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、具体的にあなたの所信表明についてどうするんだということを今問題提起をした。そうしたときに、入院助成をしていきたいよということは、まだ制度設計をしておりませんと。所信表明はひとり歩きをしておりますけれども、制度設計をして、また皆さんにお話をする、あるいは町民のあなたが言われた入院費の軽減だよと、経済的負担を軽減していくんだよと、こういうことの意味合いというのは全く見えてこない。それでよろしいですかということなんだ。



○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私について、まだ開始の時期だとかそういうところも含めて調整中ということではしか回答せざるを得ませんけれども、少なくとも今言いましたように入院費の医療費助成の実施について、今後、調整中といたしますのは一つのシステム改修だとか条例改正だとか、そういった段取りを経ていって、住民周知という段取りを経ていく中で可能な時期を探りまして、私の任期の中で今のことを組み立てていきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、所信表明のさらなる一つの具体化という点で入院費助成と。子育て世帯の経済的負担をやるということで、今後調整をして、システムや条例だよと。条例というのは議会の議決を経なければできないわけですから、そういう方向に向かっていくということは、まさにもう方向性は決まっているということなんですよ。高校卒業までの医療費の無料化については、入院費の助成をしたいよと。それを今後具体的にどうするかは内部で調整をし、さらに議会の議決を得て、条例化をしていきたい、こういうふうにとめられるわけですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） おっしゃるような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一定の方向性と展望も生まれてきた答弁だというふうに私は受けとめます。

次に、こうしたときに県下市町村の実施の状況はどうなっているのかということがあります。若干の歴史と言うまでもない、過去を振り返りますと、幸田町は中学校卒業までの医療費無料化、これをやる時に県下の状況は、あるいは国のほうは3歳未満児までは国の補助金を出しますよと。そして、県のほうは小学校3年生までは県のほうも負担をしますよとしたときに、幸田町が小学校を飛び越えて一気に義務教育終了、中学校卒業までということで、当時の町長はいろいろお聞きをすると県のほうから大分あったよと。県ほうからいろいろあったよというのは、県のほうから勝手なことをタッタ、タッタひとり歩きでやっていくようなことをするなよという意味合いに受けとめているわけですが、そうしたときに、じゃあ、今県下の状況はどうなっておりますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから子ども医療制度の現状についての御質問をいただいたところかというふうに思っております。現行の制度につきましては、平成20年度よりこの対象者を現状のとおり定めまして、運用のほうを進めているところでございます。そして、現在県の医療費助成制度の基準ということでございまして、入院が中学校卒業まで、通院が就学前までというふうになってきております。これが県の一つの基準というような形になってございまして、これに対しまして県内の全市町村はこの県の基準を超えて、入院が中学校卒業までを対象として制度を拡大しているというような状況でございます。さらに、それを超えまして、高校卒業までの18歳到達年度までの助成を行っております市町村につきましては、入院・通院それぞれ区分はござい

すが、8市町村が18歳到達年度までの方を医療費助成をしているというような状況で  
ございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁がありましたように、県下いろいろあるけれども、8の市  
町村が助成をしておりますよと。入院であったり通院であったりと、いろいろとその内  
容は変わってくるにしても、少なくとも高校卒業までの医療費無料化という形で8つの  
市町が実施をしているといったときに、先ほどの町長のように制度設計をしながら、シ  
ステムやら条例というスタンスを踏んでいくということですから、これは方向性ははっ  
きりしているわけですよ。そうしたときに、じゃあ、幸田町における町内の高校生、  
対象者数はいかほどなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 実際にこの制度を18歳到達年度末までという方を対象に  
した場合ということでございます。現状は、現在の子ども医療費助成の対象者は7,1  
26人ということでございます。それに高校世代までの方を対象とした場合は、さらに  
約1,200人ほどの方の増加を見込んでいるということでございますので、この制度  
を実施した場合に対象となる方の見込みは、およそ8,300人ほどが対象になってく  
るのではないかという見込みでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 物事をどういうふうに捉えるかという点でいくと、話を大きくした  
らいかんですよ。あなたの答弁でいくと、現在中学校までの卒業7,126人ですよ。  
プラスだ、プラス、何でプラスなんていうことが出てくるんだ。もう初めから高校卒業  
までだよといったときに、今の踏み台の上にさらに高校をやって人数をふやすという点  
でいくとぶっかけだ、あなたの答弁は。ぶっかけでいくと1,200人ふえます、8,3  
00と、こういう形で8,300人全部その対象になるのか。私が言っているのはね、  
高校卒業までの関係からいけば、中学校卒業までは幸田町は実施しておりますよと。  
そうしたときに新たな動向としてはどうなるのかといったら、トータルで8,300人。  
オオカミ来るぞ、オオカミ来るぞと言ってね、大きく構えていく。これは前の町長は全  
部そうだな。大きく構えても中からっぽということをあなたが言ってたらあかんですよ。  
少なくとも1,200人分が増ですよと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 済みません、答弁の説明の仕方が不十分だったと思いま  
すが、現状は確かに中学校卒業までの方を対象としておりますので、新たに制度を拡充し  
た場合に新たに対象となる方は、実際に16歳から18歳までの間の方がふえますので、  
およそ1,200人の方が対象としてふえますという内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 新たに1,200人増になりますよということですから、そうした  
点でいけば、実施をした場合にその費用負担はどうなるのか。先ほどの話にもありまし  
たように、国も県も中学校卒業以上と高校卒業まで、そんなのは知るか、自治体が勝  
手にやってることだよと、こういう今は冷たい政治を進めているのが自民党の政治と、

愛知県の政治ということになるわけですが、そうした中でもあなたが言われたように、県下の中でも8つの市町村が実施をしているときに、じゃあ、幸田町もそれにあわせて助成をしていくという点でいきますと、1,200人ふえますと。1,200ふえた場合の費用負担、これは全額町費になりますよね、どうなりますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 費用の見込み額ということでございます。確かに29年度におきまして、中学校までにおきましては2億1,181万7,000円という額を実際に助成のほうをさせていただいているところでございます。先ほど町長が申しました、例えば入院分ということに関しまして試算のほうを行っていきますと、この部分についてはおよそ300万円ぐらいが年間のこの年代の方々がお使いになられる医療費の負担としての見込みの額というふうになるものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、中学校卒業までの医療費から高校卒業までの医療費の無料化、その対象になったときには、先ほど言われたように1,200人がその対象になりますよと。その無料化という形で入院に限ってと。入院に限って300万円ほどの増になりますよと、こういうことですよ。ただ、あなたもよく御存じのとおり、入院という点からいくと、小学校から中学校、中学校から高校と子どもの体力はどんどんついてくるわけです。大きなけがとかそういうものをするのは意外だけれども、通常の何かの病気にかかったときという点からいきますと、罹患率は下がってくるわけだ。罹患率が下がるということは、助成の対象人数が下がってきますよと。そういう中で、あえて入院だけに限定をするということでもいいかどうかと。そういう狭い入院に限ってどうなんだといったら300万円ですよ。じゃあ、通院は何なのかという点でいけば、通院は先ほど申し上げたとおり、通常の病気もありましょ、けがもありましょ。だけれども、保護者については入院であろうと、通院であろうと、医療費の保護者負担というのはついて回ると。そうしたときに私の質問は、医療費の無料化という点で先ほど冒頭で申し上げた町長の子ども医療費がどうあるべきかと。さらなる精度の充実ですよ。制度の充実を図っていくという点からいったら、あなたの答弁は、それはちょっと片手落ちという言い方を今は言っはいけないことになっておりますが、ちょっと不十分ではないですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かにもちろんこの制度が元来補完すべき内容として行っておりますのは、入院と通院という形のもので制度の中になっているというものでございます。もちろん現行の制度におきましては通院のほうもこれは対象とさせていただいておりますので、そこの部分を当てはめて、もし、ここを18歳到達年度までの方を通院という形であったとするならば、あくまで試算でありますけれども、およそ年間2,000万円ぐらいの医療費助成が必要になるのではないかとこの見込みのほうは持っておりますので、もし、これを両方セットで合わせるのであれば、これは2,300万円とかという額にはなってくるものであるというふうには想定のほうはしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 入院、通院とも合わせて医療費助成と、保護者負担なしという形で無料化したときには2,300万円。つまり、入院が300万円、通院が2,000万円、合わせて2,300万円。幸田町にとってその金額が大きい小さいか、それはあなた方の判断一つです。どこにどういうふうに町民の税金を使っていくのか。そして、町長自身が所信表明の中でさらなる制度の充実という点でいったときに、じゃあ、所信表明とは何なのかと。中身あって形なしと。前の町長と同じではいけませんよ。そういう点から含めていったときにはどうするのかというふうに思う。要は、実施をするに当たって、町長は制度設計やあるいはシステム、条例化、こういういろいろな問題をクリアをしていかないといかんよということですが、そうしたこれを障害という言葉がいいかどうかはともかくとしてね、実施をする、それに当たっての具体的な問題というのは何かあるのかと。何かあるのかというのは、町長の腹一つでしょということなんです。所信表明にも掲げた。掲げたときに、これを実施をするときに2,300万円ということですが、幸田町にとって2,300万円はそんなに大きな金ではない。そういう形の中で、要は町長が所信表明で述べられたさらなる制度の充実という点でいけば、もう少し一歩踏み込んで答弁されてはいかがでしょう、答弁があつてしかるべきではないでしょうか、こういうことを申し上げている。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど申し上げましたように入院費の医療助成ということで、おっしゃるように今回制度の充実ということでもありますので、入院、通院を含めて医療費助成を考えるとというのも一つの理想、考え方であります。まずは私としては、先ほど申し上げましたように、入院に限って今回は任期の間に実施していくということだけを述べさせていただきたいと思います。現時点での考えでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 窓口がだんだんだんだん狭くなってくるなということで申し上げてきたのですが、所信表明そのものは入院がどうだ、通院がどうだということは踏み込んでないですよ。そういう点からいくと、さらなる制度の充実を図っていくというものの中身がだんだん見えてきて、入院に限ってだと、こういう形で私は理解をいたしますが、それでいいかどうかということでもあります。

次に、2点目の小中学校の修学旅行費、保護者負担の解消についてであります。

まず、これは教育長に答弁がいただきたいわけですが、小中学校の修学旅行は義務教育の一環なのかどうなのか。小学校、中学校がほかの自治体もやってるから私のところもやりますよと、こういう形で連れしょんべん的な内容が小中学校の修学旅行なのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 前段の件でございます。まずは、現時点では議員が言われるように、入院の医療助成でまずは取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今の伊藤議員の修学旅行が義務教育の一環かと、ちょっと微妙な

言い方をされたのですが、小中学校の教育課程に位置づけられている特別活動でありませんが、修学旅行をしなくてもペナルティーも何もありません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どこに救いを求めていくかなといったらね、小さな虫眼鏡で見ないといかんに、あなのところにすっと逃げ込んでいっちゃってね、これは言ってみれば任意的なものですよということです。そうするとあなたの答弁からいくとね、幸田町の小学校、中学校の児童生徒は、教育長の腹一つだということになっていく。そういう修学旅行でいいのかどうなのかということです。まず、そういう点で、義務教育の一環ではあるけれども、それは任意性があるよと、こういうあなたの答弁ですが、それでいいですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今の答弁の中身は間違っていないと思いますが、だからやめようとかいうことは一切考えておりません。小学生も中学生もこの修学旅行を楽しみにしているのは事実ですし、私もそういう児童生徒でありました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたもなかなか策士になってきたな。ぽつと言ったらね、そうでございますなといってしゃがんじゃうのか、何でそうなるのだと、何でそんな発想があるのだといったら、いや、私はそういう見方もありますよということなんです。要は、私が申し上げているのは、幸田町の小中学生の問題。岡崎がどうだ、名古屋がどうだという話をしているのではない。幸田町における小学生、中学生の修学旅行費、修学旅行は義務教育の一環かどうかということなんです。ほかの問題とガラガラポンでやらせようとおかしなところに入っていき、やぶの中に入っていきという点ですから、要は義務教育の一環かどうかということだけで答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 義務教育の一環であります。回りくどいことを申し上げたのは、伊藤議員の真意がちょっとはかりかねたところで、修学旅行を遠くに行きたいという場合がたまにあるわけです。ですが、これは修学旅行と銘打つと距離が決まっていけないわけです。そうすると、その学校は修学旅行をやめにして、特別活動にして3泊4日とか4泊5日にして九州なり北海道に行くことができます。それは修学旅行ではありません。ですから、修学旅行は義務教育の一環ですが、やらなければいけないかという、やめて特別活動にして九州へ行ったり北海道へ行ったりすることができるので、ちょっと余分なことを申しました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まぜ返してガラガラポンで、あとはやぶの中に引っ張り込んでね、あとは伊藤議員の解釈一つですよ、それはいいよ。それは教育長という立場からいって、私が申し上げているのは、幸田町の小中学生の修学旅行は義務教育の一環でしょと。あなたが言っていたのは、いや、それは特別助成活動であるよと、ほかの自治体もそんなところよりもっと遠いところへ行ってね、いうのがあると。私はそういうことで遠くの事例を持ち上げて、じゃあ、幸田町やってくれよということをお願いしているのでは

ないですよ。話をまぜ返してあらぬ方向に引っ張り込んでいくというのは、前の町長と同じようなスタンスでいてどうするんだということを申し上げて、要はここから一歩も出てこないわけじゃない。義務教育の一環かどうかということだ。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 先ほどもお答えしました義務教育の一環であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 義務教育の一環という形になりますと、憲法の第26条の2項、この中に義務教育の関係の規定が憲法の中で定められております。その内容はどんな内容でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 義務教育に関するのですが、今議員がおっしゃいました憲法第26条第2項は、義務教育はこれを無償とするという文であると思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 憲法第26条の2項、全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う、国民にその義務がありますよと。したがって、義務教育はこれを無償にすることなんだ。国民にあるいはその子女に普通教育を受けさせる義務が国民にはあると。国民に義務を課したときについて回る負担は、これは無償ですよと、国が全て責任を持ちますよと。これが憲法第26条2項の内容であります。したがって、この憲法26条の2項の規定に基づいたときに、我が町の修学旅行の保護者負担の状況はどうなっておりますか。こういう答弁を求めたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 義務教育はこれを無償とするという憲法の定めに対して、幸田町以外でも一緒ですけども、無償ではなく保護者の御負担をいただいているというのが現状でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、ほかの市町村がどうの、それは連れしょんべんだ。岡崎も行った、蒲郡も行った、それじゃあ、皆さん一緒についていきましょうと。幸田町は一緒に後塵を拝して、ほかのところもやっているじゃないかと、問題ないよ、こういう認識と発想であります。したがって、先ほど申し上げたとおり、憲法第26条の2項の規定からいったときに、そういう答弁が許されるのかということでもあります。そうしたときに、じゃあ、保護者の負担は、小学、中学、幾らになりますか、1人当たり。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 修学旅行にかかります保護者の負担ということでございますが、平成29年度の実績でございますが、小学校につきましては、京都奈良方面へ一泊二日に出かけております。小学校6校、全児童438人の平均費用は2万4,884円、約2万5,000円ということでございます。中学校につきましては、東京方面へ二泊三日に出かけておまして、3校、全生徒442人の平均費用は4万9,049円、約4万9,000円という実績でございます。

- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） つまり、小学生にあつては1人当たりの保護者負担金は約2万5,000円、中学校にあつては約5万円ですよ。それをやっていく中で、具体的に、それでは対象者を学校別に答弁いただきたい。
- 議長（杉浦あきら君） 教育部長。
- 教育部長（志賀光浩君） 対象者、29年度に修学旅行に出かけていった子どもの数でございますが、坂崎小学校が37人、幸田小学校が123人、中央小学校が77人、荻谷小学校が76人、深溝小学校が59人、豊坂小学校が66人、これを合わせますと438人ということでございます。中学校につきましては、幸田中学校が196人、南部中学校が83人、北部中学校が163人、合わせて442人ということでございます。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今トータル的に言われました。小学校、中学校それぞれ保護者負担を解消するというようになったときに、その費用負担をする金額は幾らになりますか。町の負担はどれだけになりますかということであります。
- 議長（杉浦あきら君） 教育部長。
- 教育部長（志賀光浩君） 先ほど申しましたように、小学校の児童、昨年ベースですが457人で、1人当たりの平均費用額が2万4,884円ということでございますので、小学校につきましては457人掛ける2万4,884円で1,137万1,988円。中学校につきましては、439人掛ける4万9,049円で2,153万2,511円、合わせまして3,290万円ほどということでございます。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） これは先ほど申し上げた医療費の関係もあわせて町長の施政方針で述べられている内容から含めていくなれば、医療費であろうと修学旅行の保護者負担であろうと、医療費であってもあるいは修学旅行にあつてもいずれもその保護者の負担、いわゆる親の経済的負担によって賄われているという点からいったら、私は所信表明の中で子ども医療費の制度、これは医療費ということですが、要はこの医療費という点からいくと保護者の負担という感覚からいったら、さらなる制度の充実を図っていく。さらなる制度の充実とは、保護者の負担軽減のために努力をしていきますよと。制度の充実、前進をしますよと、こういうのが所信表明の中身であります。そうしたときに、町長、どうされますか、保護者負担。
- 議長（杉浦あきら君） 町長。
- 町長（成瀬 敦君） 修学旅行につきましては、対象児童生徒が原則全員参加という学校行事であります。今までどおり保護者負担の解消については現時点では考えておりませんけれども、修学旅行補助金の支給についても、今後も今までどおりの引き続き実施という形で御理解いただきたいと思います。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今までどおりと言われますけれども、これは教育長なり、あるいは教育部長に、幸田町は小学校、中学校の修学旅行については全額保護者負担ですよと、そういう政策をとってないですよ。とってないわな。小学校は1人幾らなのか、中学

校は1人幾らなのか、まず答弁いただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（小野伸之君） 小学校は1人1,000円、中学生は1人1,500円の助成をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この制度については、当時の町長はほかの市町にはないですよ。修学旅行にかかわって町が助成をする、もうちょっと言い方は変えたと思うんですが、ともかくいずれにしても小学生にあつては1人1,000円、中学生にあつては1人1,500円という形で、ほかの市町ではないですよ、ない中で私は全額これを保護者負担の解消に使っていきなことで申し上げてない。それは何でも段階的にやっていく、一気にやられるなら一番いいです。いいけれども、今ある制度をさらに充実をしていくという点からいけば、まさにさらなる制度の充実という点からいけば町長の施政方針にも合致するわけです。1,000円だあるいは1,500円だという点でいくと、こういうことを申し上げたらほかの人が、いや、まあ伊藤君はそう言うけど、ほかの市町にはない制度だよと。それはそれでいいですよ。そこで胸を張っていいですよ。ただ、それでいいのかという点でいけば、私は、町長も言われるさらなる制度の充実を図っていききたいという点からいけば、おのずからその方向性というのは出てくるのではないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 修学旅行に関しましては、先ほど申し上げましたように保護者負担の軽減施策を行っているものでございます。現状でもそれなりに努めているところでございますので、改めて理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） さらなるという点でいけば、結局医療費だと。医療費はさらなる充実を図っていききたい。しかし、修学旅行の保護者負担は現状でといったときに、所信表明における町長の言う制度のさらなる充実という点からいくと、少し私は視野が狭いのではないのかと、度量がないですよ。両方とも保護者負担の軽減だよと、片や医療、片や修学旅行のこと。そういう点からいけば、同じスタンスはあつてしかるべきでしょ。1,000円だ1,500円だというところで足踏みをせずに、少しでも一歩でも二歩でも行くという点からいけば、町長の言うさらなる制度の充実を図っていくという所信表明にも私は合致した内容になるだろうというふうに思うわけですが、町長は現状でと、あくまでも現状でよしと、こういうお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 子育て環境の整備については、さまざまな面で充実を図ってまいりたいと思っております。まだまだやるべき分野等、教育環境の充実では、いろいろな形で私もいろいろな施策を推進していくことはあります。今回のこの修学旅行に関しては現状どおりでお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。



○14番（伊藤宗次君） 町長ね、余り感情になってそんなところで突っ張らなくてもいいわ。ちょっと突っ張るようになったらあかんぞということを申し上げてね、少なくとも現状維持でという点からいったら、あなたの言うところの所信表明からいったら、私は逸脱しますよと。町長の所信表明というのは、町政全般に当たってどうするのかという考えを示したものであるという点からいくと、医療費もそう、学校給食もそう、あるいは修学旅行もそうという点からいったときに、どれだけスタンスをしながら幅広くするのか。俺はこれしか言ってない、だから、これ以上のことはやらへんよではなくてね、少なくともあなたは幸田町の町長だ。町政全般について、あれはいいけど、これはいかんと。それは取捨選択はあるでしょうと。しかし、今やっている問題についてあなたの答弁からいくと、否定をしかねない内容になってくる。わっと攻められるから、こんなものは身を守らないといかんと。守るためにはどうするかというところについて、やぶの中に入って出口がわからないような議論は私はしたくはない。そういう点で、再度町長の答弁を求めて終わります。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変申しわけありませんけれども、この保護者負担の軽減ということについては前任の町長からも努めているところをごさいますて、私としても教育環境の充実、教育施設、さまざまな分野で子育て支援施策を展開していくわけでごさいます。まだまだバランスをとって進めていく事業がありますので、この件につきましては現状どおりでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時07分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、通告してあります3点について、順次質問をしてまいります。

まず、1つ目は、地域循環型の中小企業振興についてであります。

2017年版の中小企業白書は、企業の景況感を示す業況判断指数が小規模な企業ほど水準が低いことから、規模の小さな企業の業況は比較的厳しいと言えると強調しております。全国商工団体連合会の調査でも、企業全体で設備の老朽化が進む中、中小企業は設備投資が低迷し、老朽化はより深刻であります。

一方で、安倍政権が成長戦略の名のもとで、これまでにない金融緩和や財政出動、規制緩和を推し進めてきましたが、これで潤ったのは大企業だけであります。400兆円を超すほど巨額の内部留保をため込みながら、中小企業や労働者にはその好循環は届かず、景気回復の実感を得ることができません。

国の2018年度予算でも生産性革命の一環として大企業優遇、中小企業向けとして

は、地域中核企業・中小企業等連携支援事業も支援対策は稼ぐ力のある一部の企業に限られております。生産性向上特別措置法による中小企業支援では、8月8日現在の幸田町の認定数は3社と報告をされましたが、補充要件として革新的なものを求められ、一部の中小企業支援にほかなりません。格差がこのように広がる中、地域経済を発展させることがますます必要であります。

愛知県は、平成24年に中小企業力の強化として中小企業基本条例を策定しました。中小企業は、企業の99.7%で、雇用の7割を支え、地域経済の柱であります。町として中小零細企業の活力を生かすために、中小企業振興条例の制定をすべきではないか問うものであります。まず、その1つ目として、地域に根差した中小企業振興条例の制定について伺います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 中小企業振興条例でございますが、この条例につきましては、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法のほうを根拠にいたしまして、一般的には具体的施策ではなく、市町の考え方や施策の骨格的な部分を示す理念型の条例ということでございます。中小企業の地域経済における重要性の理解を促し、地域全体で支援するという概念が広く共有され、町の施策に対する考えを明確にし、より効果的な地域経済の振興を図るために制定されるというものでございます。

この条例のメリットといたしましては、制定することにより中小企業への地域や住民の重要性に対する理解度の向上や、また町を初めとする関係機関や住民の役割や責務の明確化により、それぞれ意識向上による地域や産業の活性化が期待できるというものでございます。また、デメリットといたしましては、特には聞いてないということですが、制定済みの自治体に聞きますと、理念条例であるがゆえ、現段階では特に何かあるという特にお知らせすべきことはないということも多く聞いております。また、制定するにしても、制定した後も何もやっていないかなという自治体も少なくはないというふうには聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、この条例そのものについては理念的なものであるということですが、この条例をもとにさまざまな施策を展開できる、そういうメリットもあるわけでありまして、町の施策を推進する上で大きな力になるものであります。そこで、お聞きをするわけですが、県下の条例制定の把握についてはどのようになっているのかということでございます。昨年も質問をいたしました。この中では安城、小牧、高浜、知立、刈谷、これは西三河でございます。そして、蒲郡、名古屋、豊明という順になっておりましたが、その後どのような動きになっておりますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 県下の状況ということでございます。現在、名古屋、小牧、常滑、大府、安城、知立、刈谷、豊明、最近は新城、東海、高浜、みよし、計12市が制定しているという状況です。制定自治体は22%、未制定が78%ということでございます。近隣の岡崎、西尾、蒲郡につきましては、現段階では制定については未定というふうには伺っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昨年の質問の中でも触れましたけれども、豊明市が2015年の6月に豊明市小規模企業振興条例を制定をしております。そういう中で2017年度から地域循環型経済、町の活性化をさせるためとして豊明市店舗等水まわり改修工事補助金これを創設をして、水まわりに特化した店舗リニューアルの助成をしているわけでありまして、このように条例を制定し、さらにその施策を展開させるという上で条例制定は有効な手段というふうに言えるわけでありまして、そこで、お聞きをするわけでありまして、町内の中小零細企業数、これについて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町内の中小零細企業社数のお尋ねということでございます。経済センサスでの平成28年度の以前は速報値でお伝えしていたわけですが、確定値のほうが出ておりました、本町の総事業所数は1,224事業所となっておりますが、これの大中小の正確な企業数は明記されていませんので、中小零細というとその数は不明ということでございますが、しかしながら商工会の聞き取りなどにより、おおよそ1,200ほどであるというふうに推測しております。また、商工会への聞き取りと独自の調べによりまして、これは大企業は23ほどということで、差し引き1,224から23を引きまして1,201、約1,200ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昨年と余り変わっていないわけでありまして。そういう中で、商工会に加盟をしている中小零細業者の中でも地域循環型経済の活性化を進める中小零細業者というのはまた限られてくるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

そこで、次の質問であります、商店街、これは地域の住民にとっては身近な買い物ができるところであります。商店街の活性化なくして地域の発展はないということで、幸田町の中でも駅前開発等で実施をしているわけでありまして、まだまだ幸田町の商店街の活性化というところには至っておりません。少しずつではございますけれども、新たにリニューアルをしながら店舗が新しくなっているところもあるわけでありまして、これをより促進をさせる、このためには住宅リフォーム助成制度あるいは店舗リフォームリニューアル助成制度をさらにこれを創設をしながら地域経済の活性化へとつなげる、この考えについて伺いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 建物等のリフォーム事業費補助金という関係であるというふうに思いますが、議員がおっしゃられる住宅リフォーム助成制度、店舗リフォームリニューアルの助成制度ということでございますが、対象のほうを住宅と店舗、建物として一括で実施しているところもあるとは聞いております。しかしながら、これを本町に置きかえました場合、町全体で先ほども申し上げましたが1,200ほどある中小企業全体を見ました場合、特定業種のみに対する補助制度となってしまう可能性も考えられます。また、県内のほうを見ましたときに、住宅リフォームをやっている団体が7自治体、店舗リニューアルに特化した助成はないと、それぞれでやっているということでご

ざいます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） なぜ、地域循環型社会の構築をしなければならないかということですが、やはり地域内で経済が回っていく、これがやはり地域の経済発展につながるのではないかというふうに思うわけでありまして。お聞きしたのが町内の中小零細業者が1,200ほどあるという中で、特定団体と言われましたけれども、幸田町の建設業者、土木業者、あるいはそれに付随する内装関係とか、そういう業者数がどのような状況になっているのか、これはおわかりでしょうか。だんだんこうした業者が幸田町の公共工事を請け負えないというような状況も、建物ですけれども建設ができない、入札に参加できない、こういうような状況も生まれてきているわけでありまして、ごくごく少数になってきている。こういうことからやはり大型の建設事業ではなくて、小回りのきくいわゆる一人親方でも請け負える、そういうような地域の中の施工業者が地域の中で仕事ができる、いわゆる仕事おこしにつながる。こういうことを施策としてやっていくべきではないかということでございます。あわせて、商店街の発展にもこれが寄与できる、こういうことでもありますので、その点について再度伺いたいと思いますが、その前に幸田町の中で住宅リフォーム、これが一つは特化しているのは耐震化、耐震改修にあわせてリフォームした場合にのみ幸田町の住宅リフォームは行っているわけでありまして、そういう点で言えば、これは特定業種とは限らない。先ほどの答弁のように特定業種の補助制度ということにはならないわけでありまして。ですから、やはり住宅も30年たてば水まわりの改修をして長く住み続けたいと、こういう中で住宅リフォームだってやるわけでありまして。水まわりがだんだんだんだん機能が低下していく、こういう中でリフォームもするわけでありまして、そういう点からすれば、町内に在住する家の補修、これも長く住み続けられるための一つの施策でありますので、特定業種には限らないわけでありまして。住民にも喜ばれる制度と言わざるを得ない。そうした点で、地元の施工業者を使った住宅リフォームあるいは店舗リニューアル制度の補助制度、これを創設する考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 職種別で、本町につきましては建設業種で150ほどという、関連資材だとかそういったものも含めまして150ほどかなというところが数字として出ているわけですが、本町では平成23年より幸田町産業活性化支援事業補助金交付要綱を制定しております。その中で、商工等の関係の店舗についてのリニューアル、改修工事に対する助成を行っております。豊明のほうでは見ますと、水まわりについてトイレ改修が2分の1、厨房等が3分の1、20万が限度ということで助成しているということですが、本町の場合は2分の1補助の上限が50万ということでございます。なお、店舗についてのリフォームの補助実績といたしましては、平成28年度、29年度で6件、総事業費が3,050万ほど、補助額が300万ほどでございます。その他うちの関係でいきますと、活性化ということですが、全国にはその地域の特性に応じた、豊明のように中小企業向け補助制度もございます。例えば観光客受け

入れ環境の整備費補助、親族の事業継承補助、伝統工芸に対する補助など、やはりその地域の特性に応じた制度もありますので、そういったところも研究しながらやっていきたいなということでございます。また、議員がおっしゃられるとおりに建設業ということでございますが、経済的効果を本町の場合でも考えれば、関連業者も含めるとある程度の数字になるということはわかっております。波及効果があることもおっしゃるとおりということだと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町内の中で経済が回る仕組みづくり、これが一つの住宅リフォーム助成や店舗リニューアル助成の手法かというふうに思うわけでありまして。幸田町が今実際に行っている産業活性化事業、これは町内に限らず、なおかつ施工業者も町内業者というふうに限っていないわけでありまして。そうした点で言えば、一つの施策ではありますが、これが必ずしも地域の経済を潤すかという、そうではないということも指摘できるかというふうに思うわけでありまして。そういう点で、一つ、一歩踏み出せないこの理由として、私はまず最初に申し上げました中小企業振興条例の制定、まずこれを行いながら、そして地域内経済が循環できる仕組みづくりを行っていく、こういう二段構えの中でやっていくべきではないかというふうに思うわけでありまして、この考えについて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 中小企業振興施策としての中小企業振興条例の制定についてであります。担当部局からもお話がありましたように、条例制定だけに固執せず、いろいろな自治体の状況も見ながら、地域振興につながる中小企業の各施策についても研究をしていくという意味で、もう少し時間をいただく中でこの制度については研究をしていきたいという考えであります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住宅リフォーム助成制度を取り上げてもう何年にもなりますけれども、その中で視察も行ってまいりました。また、常任委員会でも視察にも行ってまいりました。その中で、やはり一つネックになっていたのが、私はこの中小企業振興条例、これをまず立てることが一つの施策を発展させる道筋ではなかろうかなというふうに思ったわけでありまして。そういう中で、去年の私の一般質問から比べると、県内でも22%とふえてきている。この状況からも一つ理念だけにとどまらず、さらに県下の中でも地域内で経済の循環をしていこうという一つのあらわれではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点を町長も認識していただいて、まず条例制定にこだわらないと言われましたけれども、やはり条例があつて、それがもとになって、そして施策を展開していく、こういう考え方のもとで事業化を図っていくというこの一つの道筋、これを立てるべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、再度これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私も中小企業の仕事の確保だとか、地域経済の活性化として町内のいろいろな中小企業の方々と何とか振興方策の一環として、このような条例も一つの理

念条例プラスもっと具体的にいろいろな近隣の市町の条例の仕組みを考えながら、また新しい施策を打ち立てていくということについては理解できますけれども、もう少し時間をいただきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、愛知県でも制定をしているわけでありまして、そのように県下でも進めている自治体が多くなってきているという状況を踏まえながら、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、2つ目の学校給食費の無料化についてであります。

子育て世代の経済的負担軽減を理由に、小中学校の給食費無料化の流れが加速しております。7月27日に文部科学省が、2017年度実施した全国1,740自治体の学校給食費無料化調査、これを発表いたしました。無償化等の状況は、小中学校で完全無償が76、それから一部補償が424で506自治体で、これは1,740の自治体の29%という結果でありました。うちこの愛知県の状況でいいますと、一部無償化、一部補助で17自治体で31.5%となっております。このように県下でも学校給食費無料化への流れが広がってきている状況が伺えるのではないかとこのように思います。

リーマンショック以降の雇用の悪化や、リストラ、失業、子育て世代の貧困化のもとで学校給食費の滞納が問題になりましたが、この滞納世帯を給食費の就学援助制度へと結ぶということでも指摘をしながら、給食費への援助も今では小中合わせ1,314万円の町費負担としております。中でも平成28年度の就学援助の状況でございますが、小学校が197人、中学校が119人で合わせて316人、平成29年度は、小学校が203人、中学校が108人で合わせて311人ということで、大体幸田町の児童生徒のうち7.5%ほどの割合を占める人数となっております。このように給食費の子育てへの負担というものも大きくなってきている、この状況から踏まえると今全国の中でも学校給食費無料化の流れが加速しているのではなかろうかというふうに思うわけでありまして。義務教育は無償とする、この憲法の理念からも、また食育の充実、子育て支援からも学校給食費の無料化を実施する考えについて伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 給食費無償化に係りますお尋ねでございます。現状といたしまして、給食費につきましては学校給食法の中で経費の負担として、第11条で学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする。町で面倒みなさいよということでございます。そして、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、これが結果的には残る給食に係る材料費ということになるかと思っておりますが、その材料費については学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とするというふうな定めになっておりまして、これに基づきまして現在給食費の負担を保護者をお願いをしているところでございます。

これに向けて、保護者負担の無償化ということでございますが、この御質問については以前からいただいているということでございますが、近隣の動向を見ながら、後追いになっちゃうという御指摘もありますけれども、著しいおくれをとらないように検討は

していきたいというふうに考えております。また、ある面、給食費で前々から教育長のほうからも答弁をさせていただいておりますけれども、給食費ですと生活に困っている世帯、豊かな世帯一律になってしまうということもあります。そういう困っていないところに新たな施策ということと、本当に困っている家庭に対して別な支援の手を差し伸べるというような施策の拡充的なこととのバランスをよく検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 学校給食法では、この原材料、食材は保護者負担としているわけでありまして、負担割合については決められていないということで前も質問をいたしました。当時の文部省、これは負担割合は地域の実情に応じてという通知を出しているということで、保護者の負担割合をゼロにすればいいのではないかとというようなことから、学校給食費無料化が今現在進んでいるわけでありまして。

幸田町の小学校の1食当たり240円、中学校が270円ということでありまして、年間にすれば小学校が、前年度、平成29年度は191日の提供でありましたので4万5,840円、中学校が5万1,570円の保護者負担となるわけでありまして。それで、保護者負担額が約2億円となっております。そうした点からいたしまして、年間の所要額が2億円余りになるわけですが、これを無料化と。一気に無料化はなかなか難しいわけですが、県下の中でも8市町村が一部補助というような状況の中で、文科省の調査の中でも出てきているわけでありまして。これは岡崎市も入っているかというふうに思うんですね。岡崎市が2年間、これは4月に限定をいたしましたけれども、市長公約として学校給食費の無料化というのを進めて2年間実施したのが4月の給食費無料という中で、近隣でもこのようになっておりますし、また安城市でも給食費の補助というものも行っているわけでありまして。そうした点からも、やはり今保護者の置かれている状況、こうした点からも子育て支援という形の中でも学校給食費の無料化を取り組むべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。その点について、再度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員が言われるように子育て支援、各小中生を育ててみえる御家庭に対して、その負担を緩和するという点では、例えば給食費が無償なり幾分か補助が出るということになれば、確かに各家庭には喜んでいただけるかと思っております。議員もおっしゃいましたように一挙に無償化ということになれば、今まで給食費として負担をしていただきました2億円相当が新たに町として繰り出しとして必要になるということですが、また、一挙にやらなくて2億円じゃないにしても、例えばその半額の1億円を何らかの形で補助するようなやり方もあるのではないかと、そういう御提案かと思っておりますが、額はともかくとってはしかられてしまいますけれども、先ほども申しましたように本当に必要とするところにピンポイントな手を差し伸べるような施策が今本当に必要とされるのではないかなというような考え方を持っております。それを給食費という形で援助していくというやり方もあるかと思っておりますが、現にそこら辺は就学援助だとか生活保護という形で一応対応はさせていただいているということで、現状につきまして当面は現状のままで御理解をいただきたいと思っております。

- 議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 明らかに就学援助という形の中で補助ができると、負担ができるということならば、それはそれでいいわけですが、それ以外にも間にいる子ども結構いるわけですね。給食の時間になるととても喜んで食べているという子どもだって実際にいるわけです。なおかつ給食費の滞納があるということだってあるわけですが、教育委員会として就学援助以外に給食費の滞納、おくれがち、こういう数はどれぐらいつかんでおられますでしょうか。
- 議長（杉浦あきら君） 教育部長。
- 教育部長（志賀光浩君） 給食費に係る滞納というのは確かに大きい問題になっております。また、今議会におきまして決算でも御指導いただくわけですがけれども、過年度分と29年現年分を合わせまして、滞納として発生いたしましたのは20世帯、29人で95万1,827円という状況でございます。
- 議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 学校給食は楽しいわけでありまして、おいしくみんなと一緒に食べていく、こういう中で給食の果たす役割、これは教育の一環であります。そういう点で学校給食の無料化も広がってきているわけでありまして、その中で私も視察に行ったのが兵庫県の相生市であります。ここは平成23年に子育て応援宣言を行っております。その中で11の子育て、教育、定住促進施策を打ち出しております、その中心施策として学校給食費無料化事業を行っております。幸田町も第3子がなめらかに産める町としての施策を掲げております。定住政策も行っているわけでありまして、こうしたことから子育て支援の一つとして学校給食費の無料化を求めると同時に、貧困対策としても一つの効果も出ているものでありますので、ぜひ子育て支援としての学校給食費無料化を進めるべきではないかということで、再度の答弁をお願いしたいと思います。
- 議長（杉浦あきら君） 教育部長。
- 教育部長（志賀光浩君） 同じことばかりで申しわけないわけですがけれども、丸山議員がおっしゃいますように、子育て支援あるいは少子化対策としての人口増、人口誘致という点におきまして、町の一つの施策として、幸田町の学校は給食無料だよというのは一つの大きな売り込み、アピールポイントにはなるかと思えます。実際に先ほど報告のありました文科省が調査いたしました無償化の実態調査の大半が人口1万人以下の小さな町が一つの人口増の対策として、死に物狂いといいますか、必死に人口増を何とかしなければいけないという中での施策の一つとして取り組んでいるという状況もございます。そういう町とは多少なりとも幸田町は状況が違うと思えますけれども、議員がおっしゃるとおり子育て支援、人口増加施策ということについては私どもも大きな課題として認識しております。そういう大きい問題の中でいろいろな施策を考える中で、給食に関する無償化、助成というのも手法の一つであろうという認識は持っております。
- 議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） ぜひ、文科省がなぜ調査をしたかという、こういう観点も考えながら、一つの子育て支援として学校給食費無料化、これをやっぱり考えていただきたいというふうに思います。



次に、不登校の子の居場所について、質問をします。

夏休み明けに学校に行きたがらない、どうすればいいか、親はとまどってしまいます。また、いじめなどによって不登校になったり、不登校あるいは登校拒否になるというこの原因はさまざまありますが、不登校の子どもたちがふえてきている実態がございます。年間30日以上不登校であった子ども、過去5年間調査をしてみました。平成25年度は小学校8人、中学校14人で22人、26年は、小学校9人、中学校14人で23人、27年度は7人、20人で27人、平成28年度は6人、27人、33人、平成29年度、前年度であります、小学校が14人、中学校が30人、44人になって、5年間で倍化するというこのような事態に陥っているわけであります。そこで、このように町内において不登校の子が増加している要因、この問題点、これについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今度は不登校に関するお尋ねでございます。義務教育期間中である小学校6年間と中学校3年間において、子どもは心身ともに大きく成長いたします。その中で議員もおっしゃいますように、子どもが不登校になる要因はさまざまであるというふうに考えております。それは発達に伴う心と体のバランスが崩れてしまうことや、発達上の特性、またちょっとした人間関係をきっかけとした悩みが生まれるなど、本当にさまざまでありまして、これといった要因を特定できない状況であることも確かでございます。そのような状況の中で、学校では担任の先生を中心としてチームとして取り組んだり、保護者や幸田町、教育相談室と連携したりしながら、目の前の子どもたちの状況や思いをつかみ、登校に対するエネルギーを少しでもためていく、ふやしていくというようなことができるような支援をしているというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 努力をされているよと、担任を中心にチームを組んで行っているよ、個々に取り組んでいるというようなことを言われるわけでありますが、それと同時に中央公民館におきましてピッコロがあるわけですね。その中でスクールカウンセラー、あるいはまた学校に赴いていろいろな相談にもものっているという対応があるわけですが、それでもなおかつこのようにふえてきているという実態があるわけですね。前々からこの小学校で不登校がふえているということで指摘もしてまいりましたけれども、なかなか改善をされない。個々の子どもたちの状況に合わせるだけというようなことで、対応が遅々と進まない実態があるわけですね。これは幸田町のこの5年間で倍化したという内容でございますけれども、これは年間30日以上の不登校でありますけれども、しかしながら、これは学校になかなか行けないという子どももふえてきているわけでありますので、この現状をやっぱり真剣に考えていかなければならないのではなかろうかというふうに思います。

私も相談を受けた中では、中学生の子どもだったわけでありまして、お母さんからなかなか子どもが学校に行かない、行きたがらない、今不登校だということで相談を受けました。その子どもがどこかほかの場所、ひきこもらないでほかの場所に行ける場所があったらいいのではないかと、こういう切実な訴えをいただいたわけでありましてけれ

ども、そのときはなかなか対応ができなくて、その後また聞いたところによりますと、ちょっと行けるようになったということでありました。このように行けるようになっていいわけではありますが、これがずっと大人になるまでひきこもりというようになってしまったらどうにも親はやりきれないわけでありまして、また一番苦しむのは子どもであります。ですから、そうした点におきまして質問をするわけでありまして、文部科学省、これが2016年の9月に出した通知であります、不登校児童生徒への支援のあり方についてというのを方針を改めたわけでありまして、不登校は多様な要因から結果として不登校状態になっているので、問題行動と判断してはならない。学校ガイドの教育も含め社会的自立を目指すための個別対応を求めていますけれども、幸田町教育委員会としては、これを受けてどのように取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 不登校への対応ということでございますが、私が答えようと思っていたことについてはもう丸山議員御承知のとおりでありまして、一番の取り組みは先ほど議員もおっしゃいましたとおり、平成14年に開設しております幸田町教育相談室での対応ということになっております。ここは小中学生を対象としているところではございますけれども、時には教育相談室にかかわって卒業した子どもも訪れるというようなこともございます。また、教育相談室だけではなく、これも先ほど丸山議員自身がおっしゃいましたけれども、関係諸機関とも連携しつつスクールカウンセラーが学校にも行って、学校の先生たちと連携しながら対応をしているということ。この相談室とスクールカウンセラーの派遣、これが二本柱ということで対応をしているというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今現在行っていることでも対応がし切れず、不登校の子どもたちがふえてきたと、こういう実態があるわけです。不登校の親、あるいはひきこもりになってしまいますと昼夜逆転の生活、あるいは生活リズムが壊れたり、また学力の問題や進学の問題などにも直面したりして、学校に行けない状態にある子どもたちは本当に苦しみながら不安を抱えているわけでありまして。そういう不登校、登校拒否の子どもたちが安心して休めるようにゆったりとした居場所、フリースペース、これが必要ではないかというふうに思うわけでありまして、このフリースペースをつくる、創設をする、この考えについて伺います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） フリースペースの開設の考えはというお尋ねでございます。正直なところ、現時点におきまして不登校対策のために新たなそういうフリースペース的なものを開設するという計画はございません。今、教育委員会として最大限できることは教育相談室での対応、それからカウンセラーの派遣、また不登校になる前の段階で学校に来てるうちに教室とは居心地の違う保健室での対応等々、そういう点を充実をしていくという考えであります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 蒲郡市の不登校の子どもが通える適応指導教室、あすなろ学級は

御存じですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 名前は聞いたことがあるような気がしますけれども、済みません、詳細は承知しておりません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町では、5年間で不登校の子が倍化してるんですよ。こういう現状を今のまま続けていっていいと思っているのでしょうか。ということであります。西三河ではこうしたフリースペース、あるいは適応指導教室という文科省が2016年に通知を出したもので対応しているわけですがけれども、西三河では7市がこれを開設をし、そして自由に行くことができる、こういう教室があるわけですね。これはもう把握しておられますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 西三河におきますそういう取り組みと。岡崎市におきましてはハートピア岡崎、刈谷市におきましてはすこやか教室、安城市におきましてはふれあい教室、碧南市におきましてはフリースクールへきなん、みよし市におきましては学びの森、知立市におきましてはむすびあい教室、豊田市におきましてはふれあい教室というような受け入れ施設が用意されているということは承知しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このように適応指導教室では自由に子どもたちがその場に行って、勉強したり遊んだり、いろいろくつろいだりする場所があるわけです。そういうのが幸田町にはない。県下の状況でも、阿久比町、蟹江町、東郷町、美浜町、大口町、武豊町、このように町部でもそうした自由に通える場所があるわけです。なぜ、幸田町ではできないのかと。こういう実態を捉えておきながら、漫然と今の体制でいいのかと思うわけですが、教育長どうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 漫然とやっていていいわけはなくて、今非常に悩ましいところがあります。昨年度急にふえてしまい、どうしていくかと思っています。ただ、今部長が答えたほかの市の適応指導教室ですが、幸田町も教育相談室の入って左の一室が適応指導教室で、ここは相談活動をするわけではなく、勉強をしたり、あるいは室長と話をしたり、集まった友達とトランプなりそういうことをしたり、読書をしたり、そして一日過ごす、あるいは半日過ごす。小さなスペースですが、これが必要だということで随分前から開設をしています。ただ、スペース的にそれで十分かと言えば、この人数になってきたからには真剣にこれをふやしていかなければいけない。それから、議員の皆さんも承知してみえると思いますが、相談に来る子どもたちがふえたので、パーティションで切って相談室をふやしたりはしております。このところに手当てをしないと、幸田の9小中学校が健全に伸びていけないという覚悟はしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まさに今教育長が言われたとおりだというふうに思うわけですが、とても狭い。私も何度か見ておりますし、またピッコロの中で相談活動をされていて、

子どもたちが自由に来ているということはわかっておりますが、しかしながら今の体制を変えないとどんどん子どもたちがひきこもってしまう、こういうようなことが起きてしまうわけでありませう。

そこで、先進事例として言うわけでありませうが、栃木県の高根沢町、ここでは町営の不登校、登校拒否の子どもたちのためのフリースペースを設け、ひよこの家ということで町が運営をし、昼は小中学校と同じように給食が食べられる。こういうことでやっているわけでありませう、ここには常勤職員が3人、そして非常勤が日が変わりで5人という体制で運営をしているわけでありませう。この卒業生、ここは大体100人ほども卒業をして、ほぼ全員が学校に進学あるいは復帰をしているということでありませう。この場所は、築100年の古民家を町が借りて運営をしている居場所となっているわけでありませう。このように先進地の中では、これは町長のトップダウンだったわけでありませうけれども、子どもたちがひきこもらず学校復帰ができるわけでありませうので、そうしたフリースペースの開設をぜひ、ほかの中央公民館以外で開設をできるように、そして自由に通えるようにすべきだと思ひませう。その考えについて伺ひませう。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ひよこの家につきましては、議員からも御紹介いただひて勉強はさせていただひているところござひませう。このような場所が開設できることが理想的かもしれませうが、現状といたしましはそういうような施設を新たに立ち上げるといふよりは、幸田町が開設して、これまで育て上げ、基盤ができていひる教育相談室の拡充、そういう議員が求めるような機能も果たし得るような形での教育相談室といふようなものを追求していくほうがか現実的ではないのかなといふことを思ひておひませう。御提言いただきましたので、また他の市町の同様な施設あるいは居場所の取り組みについても今後も注視して、研究していきたいと思ひませう。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、このフリースペースの開設といふことでお願ひしたいといふふうにおひませう。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩とします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時03分

---

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、伊與田伸吾君の質問を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります2件につきまして順次質問してまいりたいと思ひませう。

初めに、小中学校のエアコンの早期設置についてでありませう。

本町の小中学校におけるエアコンの設置の状況は、6月の議会一般質問で知るところ

で、全国平均49.6%、愛知県平均35.7%に対し、本町にあっては6小学校111教室中3教室で2.7%、中学校は44教室中1教室で2.6%と低い現状にありました。全教室設置には約3億8,250万円が必要という答弁もありました。また、今年度中に計画をつくり、次年度以降に着手するという答弁でもあったかと思えます。

私が所属する幸風会にあっては、昨年10月提出の平成30年度予算要望書にも項目を掲げ、本年8月2日には、改めて小中学校のエアコン設置の要望書を提出し、早期設置をお願いしたところでもあります。

7月17日、豊田市内の小学1年生の児童が熱射病で亡くなるという痛ましい事故が発生しました。7月20日付の新聞情報では、みよし市では、2年前に小中学校の全ての教室で設置が済んでいると。刈谷市では、中学校で昨年設置を完了し、小学校は今年度中に設置を予定とのことでありました。豊田市では、平成31年度までに全教室に設置する計画で、それ以外の6市1町では、特別教室では進んでいるものの、普通教室では進んでおらず、普及率は0から7%とのことでありました。

そうした背景もあって、8月8日西尾市では、市内の全小中学校36校と公立幼稚園の普通教室に、平成32年度中の工事完了を目標に設置するとして、9月議会で調査設計費の補正を予定し、総事業費は約20億円の見通しとのことでありました。また、8月20日には、岡崎市が市内の小中学校67校のエアコン設置をPFI民間資金活用による社会資本整備方式で事業を実施し、完了時期を前倒しして、小学校の1,212教室は平成31年6月までに完了させ、その後、中学校567教室を同年12月までに完了するとの方針が表明され、総事業費は60億円程度を見込むとする取り組みが新聞に掲載されていました。

そして、8月27日には、愛知県知事方針として、県立の特別支援学校29校のエアコン設置を前倒しし、平成32年夏までに完備する考えが示されておりました。ちなみに県立高校におきましては、エアコン設置率は高く、92.1%とのことであります。

本町の取り組みにつきましては、8月29日の町長の記者会見で、小中学校のエアコン設置を来年12月に前倒しするという記事が掲載されていました。大変前置きが長くなりましたが、近隣市におきましても整備実施年度を前倒しし、子どもたちの学習環境整備の方向に向かっているものであります。今回町長が記者会見で明らかにされた背景には、この夏の猛暑で暑さ対策が社会問題化したのを受け、実施時期を早められたというふうなことも載っておりました。

そこで、質問させていただきます。この6月議会で、今年度計画をつくり、次年度以降着手ということで御答弁されましたが、今議会に小中学校とも空調設備設置工事調査設計業務委託料の補正予算が計上されています。まず、その業務委託完了までのスケジュールにつきまして、まずお尋ねをさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 大変御心配をいただいております猛暑対策としてのエアコン設置に関する御質問でございます。

空調設備設置工事調査設計業務のスケジュールでございますが、御案内のように、9

月定例会にて設計に係る委託料の追加補正をお願いしているところでございます。予算の構成上、小学校費と中学校費に分けて計上させていただいておりますが、議決をいただいた後、小学校6校と中学校3校、全9校分の設計を一本の業務として10月中に入札の上、業者を決定し、業務を発注し、平成31年3月下旬に成果品納入、業務完了、こういう予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 設計業務につきましては今年度中に完了、それも9校一括して発注してその設計を求めるということでございます。そうした中で県におきましては、県知事が県内67の小中学校が空調設備設置を本年度国に申請したけど1校も認められなかったということが明らかにされておりました。そこで、質問させていただきますが、国県の補助などの支援につきましてはどのようなものがありますか、お尋ねしたいと思います。また、その採択の可能性につきましては、先ほど県知事が本年度の状況を明らかにしたような形でありますので心配するところですが、その見通しはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 国県の補助などの支援につきましては、まず県は一切ございません。国につきましては、学校施設環境改善交付金という助成制度がございます。その補助率は本町のような不交付団体につきましては7分の2ということでございます。ただし、工事費等補助対象事業費の実費に対しての7分の2ということではなく、国が定めた補助基本額、いわゆる設置した教室の面積掛ける平米当たり2万3,200円に対して7分の2の交付があるという制度でございます。

また、採択の可能性はということでございますが、国においては全国市町村のエアコン設置に係る事業計画を改めてまとめており、補助金を申請した場合には全ての申請市町村に補助金を交付できるよう、来年度予算に新聞報道によりますと500億円の概算要求をしているということでございますので、何とかしていただけるものと期待しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 不交付団体の場合につきましては、補助率は7分の2ということでありまして、ないよりもましかなというふうな思いはありますが、その手当てとしての確実性につきましては、ただいま答弁のありましたように、国におきましては概算要求500億円をしているということでございます。それを実際確保されることを願うだけでございます。

また、別の観点からでございますが、学校数も教室も多い岡崎市におきましては、設計から工事、維持管理まで1つの事業者が担うPFI方式を採用することによって、入札などの手続が少なくなり、早期に設置できる見込みとなったというふうに報道されておりました。これは先ほど言いましたが、小学校につきましては6月までというその辺もあるのかなと思っておりますが、そうした対応につきましては、本町におきましては今回委託関係は載っておりますが、恐らく検討された経過もあろうかと思っておりますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） P F I 方式によります岡崎市の設置・導入の早さにつきましては正直面食らっている部分がございますけれども、多少なりとも検討はさせていただきます。P F I 方式を採用して事業者を募集するには、事業内容を明確にした実施方針をあらかじめ策定しなければならないこと。実施方針の策定までは3カ月から6カ月通常要すること。また、岡崎市は8月20日に実施方針を策定されましたが、もともと本年度当初からその基礎となる基本調査を実施しており、それまで相応の準備をされていたようでございます。また、P F I 方式によりますエアコンの設置は、一般的には本町のような9校規模程度では余り採用のメリットが少ないというようなことも聞いております。これらの点を勘案しまして、総合的にはP F I 方式を採用するということとはいたしませんでした。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 岡崎市の関係につきましては、どうも今回報道された内容につきましては、以前からそのような形の準備をしていて、P F I 方式を採用ということを報道されたというふうなことであります。そのメリットにつきましては実施方針作成の期間も必要、そしてさらにはその規模的な問題もあるということが今御答弁の中でわかりました。

そうした中ではありますが、エアコンにつきましては町長が来年の12月までに設置ということを出されたわけですが、私としましては、岡崎市でP F I 方式で6月までに設置完了ということが出されておりました、その辺につきましてはそのような方向性が求められないものかどうか、P F I ではなくても設置する方向にならないものかということで御質問させていただきたいと思いますが、大学病院の医師のコメントの中にこのようなことが書いてありました。低学年の児童は熱中症のリスクが高いという表現がさんざんされておりました。こうしたことからいっても、12月までということで小中学校を考えておみえですが、小学校について6月を一つは目安とする、そのような方向は考えられないのはいかがでしょうかもお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 報道を見ておりますと、岡崎市以外でも早目のスケジュールを公表している市もございます。議員が御提言のように、小学校だけでも早く設置できないか、あるいは低学年でもというような考え方は私どもも同じ思いではあります。それらの点につきましては、本年度実施予定の調査設計業務の中で十分に調査をさせていただき、工事発注時におけるエアコン業界の情勢も勘案し、また町内関係者の御意見も伺いながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 設計業務の中で調査して、工事発注時においては諸情勢も勘案しながら慎重に検討していただけるという御答弁でありました。近年の気象現象を見ますと、命を奪うような猛烈な暑さの中で酷暑の教室での授業を受けざるを得ない子どもたちがいることは、今、十分御承知をいただいているところだと思います。町長の8月29日の記者発表の内容につきましては、社会情勢を踏まえ、子どもたちへの学習環境整備に

向けた配慮がなされているものであるという、そういう認識に立ちたいと思っています。設置時期などにつきましてはまだまだ課題はあろうかと思いますが、検討の上、早期設置をお願いするものでありまして、第1点目の質問につきましては、これで次の質問のほうに移りたいと思います。

2点目の質問であります。都市計画道路の整備状況と今後についてであります。

平成26年3月調整の西三河（幸田）都市計画図というのが、このようなものが既にあるかと思えます。その中で見ますと、都市計画道路告示されてから相当な年数が経過するものの、整備途中のもの、未着手のものもあるように見受けられます。道路は、生活面、経済産業活動面など、安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくりに欠かせないものであり、本町のように人口5万人を目指す町にあっては、産業発展や定住化の促進などの面からも、便利で安全な交通網が整備されているということが魅力の一つになり、人口の増加にもつながるものと思えます。

今回資料として提出いただきました都市計画道路の管理区分別整備の状況を見ますと、21路線総延長57.81キロメートルある中で、改良済みは39.22キロメートル、整備率は67.8%、そのうちで整備率100%に至る道路につきましては8路線のみということであります。明豊道路につきましては2車線での暫定供用で整備率としては上がっておりません。そこで、このうちの4路線について順次、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

まず、要求資料No.1で、及びNo.2に掲げてあります明豊道路、国道23号バイパスについてであります。本町区域の用地は既に確保されており、2車線による暫定供用がなされていると思えますが、4車線化に向けた今後の見通しはどのようになっているかを、まずお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 明豊道路は、名古屋市と豊橋市を結ぶ重要な東西軸であり、自動車産業を初めとする製造業の物流を担うなど、ものづくり中部を支える重要な大動脈です。4車線化につきましては、平成28年2月に西尾東インターチェンジまでが整備されております。現在、豊橋バイパスの豊川為当インターから前芝インター間、大崎インターから野依インター間が事業着手されており、国土交通省に対し、西尾東インターより東側、幸田町地内の4車線化整備に着手していただくよう、強く要望しております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 4車線化に向けては、今後、強く要望していただくということで特にお願いをしていきたいと思えますが。

それでは、蒲郡豊橋間、この状況及び見通し、また、国に対しての働きかけはどのようなものか、どうされているかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成26年3月に幸田芦谷インターから蒲郡インターまでの5.9キロが暫定2車線で開通し、唯一残る未開通区間である蒲郡インターから豊川為当インター間9.1キロにつきましては、国により鋭意、用地取得及び工事が進められ



ております。

今年度は、用地取得を進めるとともに、豊沢トンネル工事や橋梁下部工事を進めていくと国土交通省から聞いております。

明豊道路につきましては、西尾市、蒲郡市、豊川市、豊橋市と沿線の市町とともに、明豊道路建設推進協議会を組織し、国土交通省、財務省に対し、道路整備予算の確保を明豊道路の整備、推進も要望しております。

さらに、本町が事務局となり、西尾市、蒲郡市と沿線企業による地元ものづくり企業明豊道路整備促進協議会を組織し、産業界とともに国に対して強力に道路整備予算の確保、明豊道路の整備、推進を要望しております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 何にしても先ほどありましたように、明豊道路は東西の重要な軸となり、大動脈を形成する道路でもあるということは明らかでございます。ぜひとも強い要望の中で早期実現を目指していただきたいというふうに思っています。

次に、要求資料No.9で表示されております野場福岡線ではありますが、岡崎市と結ぶ南北道路でありまして、平成32年4月の開業が予定されます大学病院へのアクセス道路としても期待される道路であります。現在、広田川への橋梁工事に着手されてもおります。この道路の今後の見通しはどのような形になっているか、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市計画道路、野場福岡線は、主要地方道安城幸田線と県道須美福岡線及び一般国道23号を結ぶ道路です。

平成11年度より幸田町地内の1.1キロメートル区間の用地買収に着手し、圃場整備の区域については、平成20年度までに用地取得を完了しております。一級河川、広田川の改修に合わせて、町道である新田橋を撤去し、そのバイパス機能を本路線の新橋が担うこととしております。

平成26年度から県により工事着手しており、今年度は岡崎市側の橋台工、柳川合流部、下流右岸の吉野新川期間工事、新橋改築のための詳細設計を実施すると愛知県から聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 野場福岡線につきましては、先ほど申しましたように32年の開業が見込まれる大学病院へのアクセス道路ということで必要であります。

そうした中で、幸田町側につきましては、ただいま説明があったような形で進めておっていただいております。なお、その作成につき、北側に向けた岡崎沿岸の作成につきましてはまだまだ課題もあるようでございますので、そちらのほうは岡崎市と十分調整をしながら、また、県のほうに一つ働きかけをお願いしていただきたいものであります。

3番目の関係に移りたいと思います。

生平幸田線でございます。生平幸田線につきましては、要求資料のNo.9で記載がされてます。本多県議が在職されてみえたときに計画路線の線形見直しの提案などがあったように記憶するところでございますが、この道路の今後の見通し、どのような形に

なっているのか、現状等、御説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市計画道路、生平幸田線は、幸田町から国道1号及び新東名高速道路インターへのアクセスルートとなる路線であります。現道は幅員が狭く、線形不良の区間がある状況です。

大草地内における大井池に至るルートの整備については、整理すべき課題が多く、山岳地であることから多大な事業費と時間を要するため、事業実施については、愛知県とよく相談して検討してまいります。

また、一般県道、美合幸田線との交点である大草八ツ面交差点から東側の区間については、南側しか歩道が整備されていないことから、今年度、北側の歩道設置に向けた現地測量を進めると愛知県から聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） この路線につきましては、先ほど説明もありましたが、確かに、その線形といろいろ地元と協議をされながら、なかなか現実性のある路線、線形等につきましては、見い出せないところであったように記憶しておりますが、そうした中でも、視距改良だとか、今の現道の改良等も進められてきてました。先ほど、答弁もありましたが、今年度、北側の歩道設置に向けた線形等、取り組みも進むということで、やれるところから手をかけていただいているということにつきましては大変ありがたいところだと思いますが、今後とも峠を抜けるには、やはりそれなりの改良が必要かと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

では、その次の路線でございますが、要求資料のNo.15で、野場横落線でありませう。ここ、本路線につきましては、課題となるものが多くございませう。まずは、菱池遊水池の関係、それから広田川の改修関係、JR東海道本線をどうまたぐか、どうくぐるか。また、岩堀排水機場、それとの関連をどうするかというふうな課題がまだまだ多く存在しておる路線かと思ひませう。

特に、菱池遊水池につきましては、広田川の改修と同様に幸田町の治水対策、広田川上流部の河川改修、これらを進める上におきましては欠くことのできないものであろうかというふうに存じております。慎重に対処しなければならないものとは思ひませうが、野場横落線も時期を失することのない取り組みが必要で、その整備を図られたいと願ひするものであります。現状と今後の見通しにつきましてをよろしくお願ひしたいと思ひませう。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 野場横落線整備につきましては、社会資本整備総合交付金のつく範囲で事業を進めております。残念ながら、防災・安全対策の補助メニューは補助金のつきがよいのですが、基盤整備的な道路整備には補助金のつきが悪い状況です。

今年度は、県道幸田石井線への接続を行い、一部供用を予定しております。一部供用いたしますが、進入した先が狭い道路のままであるため、警察とも協議しながら、置きガードレール等で県道からの進入口は、車線を絞って大型車が入ってきにくい形の供用を予定しております。

当面は、県道幸田石井線から東野橋東までの約400メートルを整備目標としており

ます。では、それから東、菱池遊水池に関連するエリアでございます。菱池遊水池につきましては、事業推進に向けた地権者全員の同意書の取りまとめに向け、地権者代表者会との打ち合わせを行っております。また、広田川の改修につきましては、なかよし橋まで改修が進み、今後、上流部へ改修が進んでまいります。この菱池のエリアにつきましては、河川改修、そして、野場横落線道路事業、そして、菱池の圃場整備事業、それぞれの事業間の町政を図り、円滑な事業推進を目指してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） この野場横落線につきましてであります。確かに口元の関係につきましては、今年度も整備していただけるということでございます。なお、口元が入れても奥が使えないような道路ではなかなか、これは使い勝手の悪い道路でございます。しかしながら、その道路を整備するには、今、部長が答弁されましたようにいろいろな課題を多く抱えているということは、まずもって理解するところでございます。

そうした中ではあります。ただいま御答弁いただきました調整等重ねる中で、よりよい道路を求めていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますが、ただいまお尋ねさせていただきました4路線のほかにも未整備路線があるかと思っております。そうした未整備の路線をいかに整備していくかにつきましては、やはり、国、県の御努力もひとつお願いしていただかなければならないことかなと思っております。そうした中で、働きかけはどのようにされているのかをここでお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町としましては、これら都市計画道路の整備促進のため、県に対しては、毎年、愛知県建設部長に対し要望会を実施し、町長から直接整備要望を行っております。本年度も要望会を去る8月に実施したところであります。今後も都市計画道路の整備推進のため、関係機関に積極的に要望してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 一応21路線中の4路線につきまして、ここでいろいろと御質問させていただきました。

何にしても、この事業等を進める上におきましては、国、県への働きかけ、そうしたものが必要になってくるかと思っておりますので、その点、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

最後でありますけど、道路は生活面、経済産業活動面など、安全で快適な都市の基盤、生活の環境づくりには欠くことのできないものであるということは先ほどの、前段で申し上げたところであります。一層の取り組みをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田伸吾君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時34分

---

再開 午後 1時44分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

子どもたちの健康面などを考えた対策についてであります。学校に通う子どもたちの荷物が重過ぎて、健康面に影響が心配されております。教科書協会によると、ゆとり教育期の2005年に比べて、脱ゆとり教育転換後の2012年の教科書の総ページ数、1年から6年の合計、各社平均は、小学校では34.2%ふえ、同様に中学校でも学習指導要領の変更前後で34%、高校で21%ふえていると言われております。小中学校のランドセルや荷物が重たいとの声はあるか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小中学校の荷物が重いということが直接的に教育委員会へ訴えられたり、学校経由で声が寄せられたりということはまだございませんが、一つの社会問題として、取り上げられつつあるという認識は持っており、6月の校長会での教育長挨拶の中でも、各学校で問題意識を持って話題にしてみたいと、そういう投げかけもなされたところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 直接の訴えはないということですが、社会問題の一つとして校長会でお話をされたということで、これはありがたいというふうに思っております。私のほうのところには、やはり子どものかばんが重たい、ふらふらして帰ってくるとか、何とかならないかという声をお聞きをいたしたところでございます。

公明党の佐々木さやか参議院議員は、ことしの6月12日の参院文教科学委員会で学校に通う子どもたちの荷物が重過ぎる、実態調査を行い、置き勉などの対策について、文科省の考えを示すべきだと強調をいたしました。林文科相は、各教育委員会などに対して、各学校で適切な指導がなされるように働きかけていく考えを示していくということでした。文科省からの通達があったのでしょうかとお聞きをしたいところでございますが、おとといの9月3日、文科省が置き勉を認めるよう通知へ、全国の教育委員会に求めるとのニュースが流れました。まだ、通知は届いていないかというふうに思いますが、わかる範囲でその内容をお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） その文科省の方針の通知ということですが、今現在、まだ届いてはおりません。今、水野議員おっしゃいましたように3日の日のウェブニュースにそういうニュースが載ったということで、そういう動きがあるということは承知しております。で、タイムリーにも昨日の中日新聞にも同様の記事が載ってございました。

主な、これから来るであろうと思われる通知の内容につきましては宿題や予習復習で使わない教科書、あるいは学用品を学校に置いていくことや、夏休み前なんかですとアサガオの鉢だとか、そういうものがございます。そうしたような鉢植えなど、大きな荷物を保護者が持ち運ぶといったような工夫をして、子どもたちの負担を減らすように、そういう方針を示していきたいというようなことで通知が送られてくるのかなというふ

うに予想をして待っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） NHKのニュースでこれが、速報がございまして、かなりの問題にもなりましたし、喜んでいる保護者の声もお聞きをいたしたところでございます。

本当にこれを今、部長が言われましたように、教科書なので次の日に使わない、家で使わないような教科書は置いていくことなどとか、アサガオなどで持ち帰るときには、重たい鉢がありますので、保護者がついていくだとか、保護者に協力してもらうだとか、そういうことも載ってました。子どもの健やかな発達のために各学校で必要に応じて対応を検討してほしいという、こういう項目も載っていたかというふうに思っております。

本当に、今、これから各教育委員会にこの通知が届くかというふうに思いますので、それはしっかりと学校で検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

子どもにかかわる消費ビジネスを研究する大正大学の白土教授が2017年11月と18年2月、都内で小学校低学年の児童が持ち歩くランドセルとサブバックなどを含む荷物の総重量の調査を行いました。平均の重さは7.7キロ、最も重かったのは9.7キロと報告をしております。

名古屋市教育委員会は、教材の一部を教室に置いて帰る置き勉強など、各学校で子どもの負担軽減策の取り組み状況を調査するという事も聞いております。町内の小中学校のランドセルや荷物の重さをどのくらいあるかというふうに考えているのかをお聞かせを願いたいと思います。

そして、また本町も実態調査を行い、現況を知ることが大事であるというふうに思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現状、ランドセル、業者の努力によって大分軽量化もなされているようですが、大体、空の状態でも1キロ程度はあります。それに通常の教科書、ノート等を入れると7キロから10キロぐらいというようなことになるのかなというふうに思っております。実際、そこら辺はランドセルに詰めてみて、大体、そのような重さであったということでございます。

また、議員、御指摘のように、本町の各小中学校におきましても、この問題、ランドセルや通学かばんが重たくて、児童・生徒の登下校において大きな負担となっているのではないかという問題意識は既に学校のほうでも持っております。今後は、その対応・対策を各学校が検討していく中で、必要とあれば、その実態調査をしていくというようなことも考えられます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、それは全員とはいいませんが、ある程度の実態調査をしていただきたいというふうに私は思っているところでございます。私の調査で申すと、小学校3年生で通常で6.1キロ、重たいときは7.2キロございました。また、小学1年生で体重17キロの子が、総荷物は重たいときで5.6キロ、何とこれは体重の

32.9%がございました。また、ランドセルだけではなくて、リコーダー、給食袋、体操袋、習字かばん、ピアノカ、雨具などが重なるとさらに重くなるのではないかなというふうに思っております。

町内の小中学校の登校時の距離を調べていただきました。小学校では、一番遠い距離で、深溝小学校で4.9キロ、豊坂で4.6キロ、幸田で2.8キロ、坂崎で1.9キロ、中央で1.5キロ。中学校では、南部中が2キロ、北部では1.5キロ、幸田1.4となっております。登校時は全員がこの距離を、この荷物を持って登校するわけでございます。小学校は、下校時では遠方の子どもたちはバス下校されておりますが、その他の子どもたちは重たいかばんでも持って、この長い距離を登下校しているのが現状でございます。この現状をどういうふうにお考えかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この状況につきましては、子どもたちの身体的な負担と安全面、また、それを送り出す保護者の思いを察すれば、子どもファーストな対応が必要であろうと考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 子どもファーストの考えを持っているということでございますが、その件についてはありがたいかなというふうに思っているところでございます。

この置き勉については、各学校の判断に委ねるということであるようでございます。子どもたちのかばん、荷物の重さで、健康面での心配の声もございます。県内の各学校で置き勉に対する現況、また、町内の現況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本件につきましては、新しい課題であるため、統計的な調査はまだされておらず、県下の状況は、申しわけございません、把握はしておりません。本町の学校におきましては、置き用具と言っておりますが、全国一般的には置き勉というのが主流のようでございます。呼び名はともかく、本町の全小中学校におきまして、置き勉、置き用具は基本的には認められているということでございます。家庭学習で使わない教科書や資料集などは学校に置いていってもよいという配慮はなされているところでございます。ただし、その裏を返せば、当然のことながら、家庭での学習に必要な学習用具は持ち帰るようという指導がなされているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 基本的にはこの置き勉に関しては、どこの小中学校も認められているということでございます。ほかにも規則で決まっているところもあるようでございますが、基本的には認められているということで、文科省でも、この置き勉については別に禁止しているわけではないということも聞いているところでございます。

では、それを児童・生徒たちがどれほど知っているのか。また、保護者が今、部長言われたようなことを、保護者がどれだけ知っているというふうにお考えかということでございます。例えば、1週間に1度使う習字道具も、その日に持っていき、その日に持って帰る。置いていいよとは言わない。持って帰りましょうと言われていた。これが現実でございます。また、教科書などをどれほどの児童・生徒が置いていくのか。自分が

きょう、これが必要で、あしたまたこれを持ってこなければいけない。きょう、これを置いていって、次の日には差しさわりのないものは置いていける。その判断というのはなかなか生徒みずから、個々では私はできないのではないかなというふうには思います。

また、一応、基本的には認められているということでございますが、ある学校では原則として教科書などを自宅に持ち帰るようという指導をされている学校、学校なのか、そのクラスなのかもわかりませんが、現実、教科書などは置いておかない、児童に持って帰ってください。これを言われている児童・生徒がいるということは私はわかっていたいただきたいというふうに思います。そういうこともあるのでしょうか。その辺について認識はされているのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回のお尋ねをいただいた中で、事前に全小中学校に対しては置き勉に対して、どういう現状にあるのかという調査はさせていただきました。その傾向ですと、先ほど申し上げましたように9校とも置き勉は基本的には認めておる部分であるということ。そして、傾向的には小学校については、その置いていくかげん、さじかげん的なものについては各クラスにお任せをしておる。担任の先生の考え方次第という部分。中学校になりますと、やっぱり大分道具もふえてくるということで、学年なり全校なりという、統一的な部分、要素がふえてくるような傾向があったように見受けられました。そこら辺のところをどういうふうに把握しておったかということで、この調査でつかんだ限りのことでしか答えられないわけですが、今、議員からお話がありました絵の具だとか習字道具的なものについては、もう学校の後ろのロッカーのところに整頓して並べて置いておるであろうというような捉え方をしておったわけですが、議員おっしゃるとおり、先生だとか、学年だとかの指導のかげんで持ち帰らせておるところもあるということ伺って、そういう状況もあるのだなということをお勉強させていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 部長、さじかげんとおっしゃいますが、それぞれのクラス、学年、学校で余りにもそのさじかげんが違い過ぎては、私はこれはいけないのではないかなというふうに思うわけでございます。現実、そういう声が上がっているということは、その実態は知ってほしいなということをおもうところでございます。

8月7日に広島市の牛田中学校に視察に行つてまいりました。

牛田中学校の生徒たちは、荷物が重過ぎる。食い込むかばん。置き勉禁止であることから、生徒たちが考え、放送部が動画を作成、タイトルは「学校のカバンが重い」です。実際の男子生徒の登校時に映像を回し、かばんの中身を見せる。中から出てくる、出てくる、教材がいっぱい。重さは18.4キロ。重過ぎて後ろに倒れそうになったことも、部活の道具も追加される。雨の日は傘を差しながら、この重さの荷物。これがインターネットで反響を呼びました。

牛田中学校の三村校長先生は、学校に荷物を置くことで、予習・復習・宿題を持って帰らず、おろそかになるのではないかと。教室環境が乱れるのではないかと。しかし、牛田中学校では、生徒と先生が話し合い、PTAの意見もしっかり聞いていました。

そして、生徒たちの訴えを学校全体で受けとめ、ことしの4月から持って帰らなければならない教材は先生が指定をし、残りは生徒が自分で判断できるようになっておりました。何を置いて、何を持って帰るのか、自分で判断できるようになっておりました。また、生徒たちが自主的にロッカーの整理整頓の点検も行っておりました。

校長先生は、自分が努力する姿が随分見られる。学習面がおろそかになったということは聞いていない。一方的ではなく、両者がいろいろな面で考えてきたことが大きかったと。

本町の町内の中学校の生徒たちも部活などのサブバックも多く重たい。中学生では、体もまだ成長していないし、後ろから見ると、かばんと荷物が歩いていると勘違いしてしまいます。この中学校の生徒の、この荷物の重たさについて、現況をどのように考えているかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員御指摘のとおり、中学校では授業に必要な教科書等だけでなく、部活動に必要な荷物もふえてまいります。したがって、対策を検討する際には、クラス単位の対応のみならず、部活動単位での対応もあわせて全校的な取り組みの検討が必要になるのかなというふうに考えるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひともクラス単位、部活単位でしっかりこの辺の現況を受けとめていただいて、対策等を練っていただきたいと思いますと思うところでございます。

小中学校のランドセルと荷物が重過ぎる。これは体重の10%以上の荷物は背中や腰を痛める原因ともなっていると聞きます。また、子どもの成長にも影響があるとも聞いております。

7月のニュースで、岐阜市立岐阜小学校の保護者が、校則を変えるため荷物の重量調査をしてほしいと学校にかけ合ったところ、校長先生が調査を待たずに置き勉自由化を即決したことが話題となっております。校長先生は、児童の健康が全てに優先されると。調査をやっている間にも震災など発生する可能性がある。ランドセルは軽いからこそ頭の上に乗せて防災に役立つ。恐いことがあったら、時にはすっと動けるようにするのは当然のことだと言われておりました。

本町の小中学校での校則では、置き勉は禁止にはなっていないということですが、それを児童生徒、保護者が知らないのではないかなというふうに思っております。文科省からの通知もあったように実情に合わせて、それぞれの学校で検討してほしいとの内容であったかというふうに思います。子どもたちの健康面からも、先ほどこの岐阜の小学校の校長先生が言われていたとおり、何か防災面であったときでも、恐い防犯の面があったときでも、やはりかばんを軽くして逃げる。また、かばんを頭の上に乗せて頭を守るといような、このようなことができるのではないかなというふうに思います。私は、この児童生徒、また保護者、先生たちがこの置き勉ができるように、いま一度考えてみたらどうかということでございます。

幸田町の教育委員会として、こういう教育委員会としての考えを私は一度ここで示すべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。



○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほども申し上げましたが、置き勉につきましては現状におきましても許容の範囲内においては認めているというところでございます。議員、お心遣いの趣旨は私どもも十分理解するところでございます。要は、この許容の範囲内といった場合に、それをどこまでよしとするかということでございます。児童生徒の本文は学校はもとより家庭でも学習をすることでございます。その本文を踏み外さないということと、そして、御指摘にありました子どもたちの健康と安全、この2つを大前提に子どもたちの負担軽減を今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

また、児童生徒の登下校に著しい負担を課すような大きな荷物、先ほど、アサガオの鉢だとか、そういうような話も出ましたけれども、そういうようなものについては授業参観日だとか保護者会の折に、保護者にお持ち帰りの御協力をいただくような配慮もしておるところですので、申し添えさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり、文科省がきちんとこれから通知文が来るわけですので、この辺を踏まえて私は幸田町の教育委員会として、やはり、その町の教育委員会はこういうことを考えているということ、やはり範を示していただきたい、そう思うところでございます。

ことしは猛暑日、酷暑日が続いた暑い夏でございました。まだまだ残暑厳しい日が続いております。小学校、中学校の子どもたちは水筒を2本持っていく子どももおります。1リットル水筒の総重量は1.3キロ、2本で2.6キロでございます。交通当番などで立っておりますと、全ての交差点でお茶、また水を飲んでいる生徒をよく見かけます。これでは登校中に、もう学校へ行ったときには私は水筒のお茶はすぐなくなってしまうのではないかなというふうに思っております。お茶の補給は学校内でできるのか、その現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現状におきましては、学校でお茶を補給することはできません。1日分、御家庭からの水筒頼みという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） それでは、先ほど言いましたように、例えば、体重が17キロ、10キロ程度の体重の子が水筒を2本持っていくと、ランドセル、荷物、そのほかにもこれだけの荷物を持っていくことになります。私は本当にこれは学校で何かその対策として、例えば、給食時のときにみんながその水筒の中にお茶が入れられるような、そういう配慮というのはできないのかなというふうに思うわけでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 結論的には大変心苦しい限りではございますが、お茶は持参という原則は現実問題としてはなかなか変えることができないだろうなというふうな認識を持っております。となると、水分補給、水筒2本ではなくて1本で済むような暑さ対策ということが必要かなというふうに思いますが、一つは学校では6月から9月にかけて

ましては熱中症指数というものを毎日計測をして、その指数に基づく各種行事や特別活動や、部活動等の活動制限をしておるところでございます。また、もう一つは今話題になっております来年度設置を予定しておりますエアコンの設置等、快適な学校環境を整備すると、そういう環境整備に努めて、水筒2本、なくても1本で済むような環境を整えていくということがまずできることかなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 暑さ対策の環境整備ということでエアコン設置等も先ほども言われておりましたが、やはり、私は水分補給というのほどまでたっても体に水を入れるということは必要ではないかなというふうに思うところでございます。

聞きますと、給食のときも牛乳をあれは350ccなのか200ccですかね。そのぐらいの牛乳を一つだけ子どもたちに飲ませると。あとは自分が持ってきたお水ということで、お水、お茶ということでございますが、やはり、私、これは何とかできないのかなというふうに思うところでございます。

中学校では授業の終わった後では部活が行われます。その後も水分補給は必要ではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺についてのお考えというのはいかがなものでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 確かに中学生になりますと、授業後の部活動ということで小学生以上に水分補給が必要であるし、補給しなければならない状況というのも差し迫っておるかと思えます。かといって、水筒の御持参以外にどういう手があるかということで悩んでしまうわけですが、学校の各蛇口の水も上水道ではありますけれども、家庭と違って管から直接出てくるということではなく、一たん貯留槽にとめた、ためたものが順次おりてくるということで、上水道だから、安心だから、水飲んでおけというわけにはまいりません。具体的に、それじゃあどういう対策があるのかということをお場でこうやってやりますということがなかなか言えないものですから、つらい部分があるわけですから、水野議員訴えられることの切実さ、重大さというのは十分認識を持っておるところでございますので、また何か手はないかと考えていきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 以前には給水機、学校の中でお水が出る、そういうものを取りつけている学校もあるというふうにお聞かせを伺ったというふうに思いますが、そういう現状についてはいかがでしょうか。この件についてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ウォータークーラーについては、水がなおかつ冷たくなって出てくるというもので、私が中学校のときにも幸田中学校にもあったし、その後も幸田中学校にあったという話も聞くのですが、やっぱり衛生的な部分もあるということで今はないというふうに聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 衛生的に何か問題があるということでございますが、その辺の課題については、一度業者さんとかいろいろな方に相談していただいて、そういうことも

措置ができれば、私はいいのかなというふうに思いますので、そのことについても、やはり子どもたちの健康面を考えて、一度検討していただきたいと思いますね。ので、よろしく願いいたします。その考えについて、まず、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この問題について、子どもの健康にもかかわる、安全にもかかわるということで、大事な問題であるかと思えます。事の重大さは重々認識しておりますが、今、この場でどうします、あしますというふうに具体的な手だては申しわけございません、持っておりません。重く受けとめさせていただいて、どうしたらいいのか、おいおいじゃなくて、鋭意、何か手はないか探ってはみたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当においおいではなくて、早速、私は検討していただきたいと思いますというふうに思います。その課題がどこにあるのか、それはどういうふうにクリアすればいいのかということも私は考えていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、エンディングノート（終末支援ノート）について質問をしてみたいと思います。

エンディングノートは、人生の終盤に起き得る万が一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについて、自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノートでございます。自分の身の周り品を少しずつ整理していく終活など、自分の人生の終活のために活動するという言葉もよく聞かれるところでございます。

まず、エンディングノートへの認識についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま議員のほうからエンディングノートにつきましての御質問をいただいたところでございます。

ただいま議員のほうから申されましたとおり、エンディングノートということにつきましては、御自身や家族の方のまずは基本情報ですとか、預貯金等の財産に関することですとか、保険、個人年金、そしてまたみずからの終末を迎えることを念頭に遺書ですとか形見分け等、こういったものの希望ですとか、介護・延命治療の希望、葬儀・お墓の希望等、こういったようなことを書きとめていくようなノートであるというふうに思っております。

内容については、特に決まりというものがあるわけではなくて任意のものであるということで、当然、これは市販でも購入できるものでもございますが、保険会社ですとか、時には葬儀会社が利用者の方に提供するものもあると。そしてまた、現在、高齢化、ひとり暮らしの高齢者の方がふえてくるという中でございまして、普及を図るための意図もありまして、無料で提供する自治体のほうもふえてきておるといようなものであるというふうに思っております。

繰り返すようですが、その目的につきましては、自身が死亡したときですとか、判断能力・意思疎通能力の喪失を伴う状態になったときに備えまして、家族や周りの人にその人の思いを伝えておきたいということを書きとめておくことですとか、また、自身が

歩んできた人生を振り返りまして、現状を把握して、改めて前向きに生きるきっかけをつくることのもとにもなるというふうなものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に今、部長が言われたように、自分の人生を振り返って、こういうことがあった、ああいうことがあった、もし何かあったときにはこうしてもらいたいという自分の意思を表示していく、示していくということのノートだということでございます。

このエンディングノートは遺言書とは違い、法的拘束は持たないものでございます。御家族が遠くにお住まいで、日ごろから高齢者世帯のみ、また高齢者のおひとり暮らしでお過ごしの方は多くいらっしゃいます。現在の幸田町の高齢化率、高齢者世帯数をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まずは本年4月1日現在の本町の高齢化率でございますが、こちらは20.9%ということでございます。そして、高齢者のみの世帯につきましては、2,728世帯という状況になっておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 高齢化率は20.9%ということで、これはちょっと調べましたら、全国は27.9%、県は24.7%だということで、本町は高齢化率はかなり低いのかな。その反面、若い人たちが多いのかなという面も見えてくるところでございます。高齢者のみの世帯でございますが、2,728世帯で17.7%ということで、これは本当に年々ふえているのではないかなというふうに思うところでございます。

それぞれの私の調べたところの、それぞれの市のエンディングノートには、高齢者の相談窓口とか電話番号、主な業務内容も掲載をされております。例えば、親戚などが他市町の在住であると、まず、なかなか地元の相談窓口もわかりません。そのときに地元の相談窓口の電話番号等が書いてあれば、私はこれは、その方々に配慮されたノートではないかなということというふうに思います。

県内の市町では、小牧市や豊川市がエンディングノートを作成しております。そのほか、県内で作成している自治体がありましたら、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 私どものほうで県内におきまして、エンディングノートを作成、配付している市町について調査をさせていただいたところ、まず西三河管内におきましては、岡崎市、豊田市、碧南市、みよし市、こういったところで作成の事例があったというふうに思っております。そして、そのほかでは、豊明市、犬山市、長久手市、こういったところでも作成がされているということで、事例があったというふうに確認をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

このエンディングノートはいつごろから始めるかはさまざまでございます。60歳か

ら70歳からが多いようではありますが、また、配偶者が亡くなってからという方もいらっしゃいます。自分の死後を任せられるのは、子どもや孫になります。配偶者に比べれば、自分の家族や親族との関係性がどうしても薄い傾向にあります。そのようなことを考えると、残された人が困らないように、自分の意思を早目に残す準備が必要だというふうに思います。

私の調べたところによりますと、自治体で作成しているのは小牧市や豊川市。また、犬山市や岡崎市などは、他の事業者に委託をして、広告料で作成をしていると聞いております。このような委託をして、広告料で作成している自治体は、この犬山、岡崎市のほかにあるかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに自治体におきまして、このエンディングノートをどのように普及させるかという思いの中で、御自身で作成しております市町ですとか、あるいは業者に委託しまして、広告料で作成していると、こういった方法もあるのかなというふうに思っております。私ども、ちょっと確認した中では、豊明市とか長久手市、こういったところの作成事例におきましては、もととなる基本形はあるわけなのですが、そこに広告を折り込んだ形で作成されているものが普及版として市民の方に無料で配付されていると、こういったような事例が確認されておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 豊明市と長久手市が広告を利用してやっていると伺いをいたしました。私も岡崎市のこれ終活、岡崎市のエンディングノートでございますが、このようなものは岡崎はやっているということでございます。それと、あと犬山市、犬山市もこのような広告を利用してやっているということでお伺いをしております。豊川市は、これホームページからとったものでございますが、このような形で豊川市は自治体でつくっているということを確認をしているところでございます。

記入後にノートの保管場所を家族などに伝えておけば、自分が認知症などによって正常な判断ができなくなった場合などのときにも意思を伝えることができます。また、最後の迎え方ではなくて、自分らしく生きていくことのために必要なこととの考えを持ち、自分の思いを手紙のように書けばいいのではないかなというふうに思っております。

小牧市は「わた史ノート」という名前で作られております。豊川市は先ほど見ていただきましたが「人生の終わりを考えるエンディングノート」としてしております。犬山市は「わたしの伝言ノート」岡崎市は「終活ノート」でございます。

それぞれの市で、それぞれ読み方が違うエンディングノートを作成しております。本町も独自のエンディングノートを作成していくお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうからエンディングノートの作成につきましての御提案をいただいたということでございます。

今、これまでも議員のほうから申されましたように高齢化社会が進んでいく中で、御

自身の意思を、御家族の方ですとか身内の方に伝えていくためにこういったものを作成していくという、こういった考え方はやっぱり必要になってくる部分はあるのかなというふうには考えているところでございます。

先ほども御紹介いただきましたように、近隣の岡崎市の事例をちょっと取材をさせていただいたところ、やはり、本年度から配付のほうをいろいろな窓口で行ったところ、これ、予想よりもはるかに希望者が多くて、すぐはけてしまうようなことも伺ったというところでございます。そして、また作成に関しましても広告等による収入によって、実際に行政の作成に当たっての費用負担が伴っていないというような部分もございまして、そういったことをなりわいとする業者がおるということを聞いております。こういったような手法をもし取り入れて考えていくのであれば、この作成につきましては、やはり、十分つくっていくことは可能であるのかなというふうにも思っております。

今後、やはり町民の方のこういった利便を考えていく上で、まずは一つちょっと作成ができるかどうかの、こういった作成をしていくような方向でちょっと検討のほうはしていきたいというふうに思っております。また、そういった中で、各市町でいろいろな名称のほうはつけておるということでありますので、そういった幸田町独自の名前というものもあつたら、つけられるなら、その辺も何か気の利いたものがあるかどうかですけども、考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） いろいろな手法を考えていただいて、行政の費用負担なしでということで、これが一番いいのかなというふうに思うところでございますが、やはり高齢者の人たちの安心感を持っていただくためにも、私はこれは必要なノートではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも作成する方向でということで今言われたわけでございますので、やはり、作成するのであるならば、なるべく早く私はつくっていただきたいというふうに思います。

それから、ネーミングのほうも他市町とかぶらないように、そしてまた、私、個人的な意見で言いますと、終活だとかいう言葉を一切入れなくて、やはり前向きなネーミングができるといいかなというふうに思うわけでございます。準備をしていかれるわけでございますが、例えば、私は早いほうがいいというふうに思いますので、作成はいつごろかということをもしてお考えがあられるならお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、ネーミング、やはり使う方が前向きに人生をちょっと振り返って、これからの人生をまた歩み出せるような、何か元気の出るような名前がつけられれば、そういった方向でも考えていきたいというふうに思っております。そしてまた、基本的に作成の時期ということに関しましては、できるだけ早く、これは実際に業者のほうにも打診のほうはかけているところではございますので、できるだけ早く、これはもうつくられていくように、これはちょっと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり作成をされるという意味があるのであるならば、私はでき

るだけ早いことでお願いをしたいというふうに思います。

それから、最近、知り合いのひとり暮らしの老人がことしの暑さで脱水症状、肺炎で入院をされました。少し認知の症状があったことで入院が引き金となり、認知が進み、個人の意思が親戚に伝わらず、どこに何があるのかわからなく困ってみえます。こういうときに本人の意思を伝えるエンディングノートがあればどれだけ助かったかなという声もございます。ぜひとも今言われたように、なるべく早くつくっていただきたいというふうに思います。そして、これを作成していただいたからには、やはり多くの人たちにこれを目で見えていただいて、使用していただきたいというふうに思いますので、多くの窓口にはやはりこれを置いていただいて、皆様の手元に届けられるように私はしていただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから申されましたように、このノートの有用性を考えますと、やはり、一刻も早くつくって、これにつきましては作成したからにはやはり町民の方にすぐにでも使っていただけるような形で、当然、役場関連、いろいろなところでも配付ができるようにしていただきまして、これを必要としている方には手元に行き渡るように検討のほうは進めていきたいということで早目につくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に今言われましたように、あえてその利用したいという、そういう方がいるということを知っておりますので、ぜひとも多くの窓口、たくさんの人たちに目に触れるように。別に強制ではございませんので、必要とされる人たちの手元に届けられるようにお願いをさせていただいて私の質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時39分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、池田久男君の質問を許します。

11番、池田君。

○11番（池田久男君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります農地パトロールは万全か、また2つ目の項目として、所有者不明土地の把握はという、この2点について順次質問をしてまいります。

まず、最初の質問項目であります、農地パトロールは万全かについて質問をさせていただきます。

なお、途中で農業委員会の委員、または農地利用最適化推進委員、長ったらしい名前である、本来こういうふうと呼ぶべきかと思っておりますけど、以後、農業委員会の委員には農業委員、また農地利用最適化委員については推進委員と発言させていただきますので、答弁者のほうもそれで結構ですのでよろしくお願いをいたします。

昨年7月に新体制で移行しましたが、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員、これらの委員に行政を踏まえ、新たな使命と自信を持って、改正の本丸である農地利用の最適化の取り組みをお願いしたいところでございます。必須条件または必須業務となりました農地利用の最適化の推進は担い手の農地の集積、集約化だけでなく、遊休農地の集積、集約化も含まれています。推進委員にはこうした仕事を指導することも明記されています。農業委員会という名前は本町の現場ではなじみが深いですが、推進委員についてはまだまだぴんと来ない農家が大半であります。農業委員と一丸となって活動は認知度を上げることになるはずでございますので、農業委員も推進委員も一緒となって現場を回らなければならないことを意味しております。現場に出て活動する農業委員でなければなりません。推進委員の知名度を上げるには、農家の戸別訪問も有効であり、単に情報を集めさえすればよいのではないと思います。地元を足運び、人間関係を築くことが大切であります。農地は我が国の貴重な資源であります。そこでお伺いをいたします。

昨年の農業委員会法の改正はどのようなことを目的としたもので、その内容など確認の意味を込めまして、いま一度お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の改正目的といたしましては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にし、そして地域の農業を現場でリードする担い手等が確実に就任できるようにすることにより、地域密着の農業の発展に寄与することを目的としたものでございます。

大きな改正点の1点目としましては、農業委員の選出方法の変更がされました。これは、公選制を廃止し、議会の同意を得て市町村長が任命する任命制となったことであります。任命するに当たり、委員の過半数は認定農業者などとする、そして、また、農業委員会は公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業に携わっていないなど中立の委員を入れることや、年齢、性別に著しい偏りがないように配慮することなどが盛り込まれました。

結果、本町においては、認定農業者等が11名、中立委員が2名、女性委員が4名、青年委員が1名含まれております。

2点目に、地域での農地等の利用の最適化を重点的に行うことを専門とした農地利用最適化推進委員の選任が新設されました。この推進委員については、農業委員会が委嘱することになっており、現在8名が委嘱されております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 先ほど、認定農業者の過半数、2分の1ということですが、現在、町内では認定農業者は何名おられるか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在、本町には認定農業者は平成30年4月1日付で75名おります。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） このメンバーの人、大変バランスのとれた選定だと私は思っております。



ます。また、任命制になっておることについて、委員の中からは何か異論とか、何か意見がありましたらお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 制度、委員任命するときに、その辺の就任時に説明とかしてございますので、特段の異論はございません。聞いておりません。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 異論がなかったということで、私は安心しております。

そして次に、農業委員のほかに推進委員というのが新設されたことですが、それぞれの役割はどういったもののでしょうか。農業委員と推進委員のそれぞれの役割をお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会の機能はもともと委員会としての決定行為、そして各委員の地域での活動に分けられることから、今般の改正でそれぞれをよりの確に機能させるために役割が明確化されております。それぞれの役割等を述べますと、農業委員は委員会に出席し議案審議等を行い、最終的に委員会としての決定行為をすることを主な役割としております。具体的に言いますと、農地の売買等に関して、購入する方が適正に営農できるかどうかなどの審査や、農地を農地以外に転用する許可申請に対し審議し、意見等を付すことなどを行っております。

これに対し、推進委員は主に現場での活動を重点的に行い、農地の集積や遊休農地の解消を図ることを主な役割としております。具体的に言いますと、農地を効率的に利用するため、地域や現場の意見を聞くなどをし、貸した人と借りた人を結びつけることや、農地が適正に利用されているかを監視することなどを行っております。

なお、本町においては、両委員が連携することが重要だと考え、農業委員にも現場活動をお願いしており、そしてまた、議決権はございませんが推進委員にも農業委員会への出席を求め、意見を述べる機会のほうをつくっております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 明確な違いと申しますか、総会とか部会などで議決権があるかないか。推進委員にはないということでございます。また、農地の貸し借り、売買の許認可など、議決権を持っている農業委員会でないといけないということですか、もう一度お伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員には議決権はございますが、推進委員には議決権はございません。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 農業委員会には議決権があつて、新たに創設された推進委員には議決権がないということでございます。

それでは、新設された推進委員の現状の仕事内容をもう少し具体的に教えていただければありがたいと思っておりますけど、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員のほうは従来どおりの農業委員会に出席し、いろいろな計画等を審議する、決定するというごさいます、推進委員の仕事内容のほうをもう少し説明させていただきたいと思ひます。

推進委員の仕事内容といたしましては、農地が効率的に利用できるように利用集積等を推進することとして、農地の貸し借りがスムーズにいくように、貸した人と借りた人の話を聞き、調整、マッチングなどを行います。また、遊休農地が発生しないよう、日ごろから巡回し、そして発生が確認されれば、事務局と協力して所有者へ是正交渉など、するなどを行っております。

このように現場にて直接意見を聞いたり、調整を行うなど地域に密着した活動を行うことを主な役割としております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） それでは、農地最適化に向けた指針の作成というのは農業委員がやるのか、推進委員がやるのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 指針のほうは農業委員会のほうで作成できるというふうに思っておりますが、それぞれの農業委員会で個別に話し合っていてやるということだというふう理解しております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） それぞれの地区の役員にお任せということでごさいます。

それでは、担当地区の農地利用、または担い手の状況を踏まえた上で意見を積極的に出すことができ、町の実情に合った目標とか活動計画は誰が立てるのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 正式な法律上にとつた計画等におきましては農業委員会で決定するというごさいますので、農業委員の仕事ということでごさいます、それぞれの農業委員会独自のそういった判断の中で何か話し合うということにつきましては、推進委員等も意見が言えて、その中で話し合っていて決めるということは可能だというふう考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 何よりも現場に出て直接意見を聞く、それから、調整などを行うなど、地域に密着した活動を行うということが一番大事でごさいますので、その辺のところよろしく御指導をお願いして、次の質問で、遊休農地の解消が推進委員の主な活動ということでごさいます、本町の遊休農地の現状についても教えていただきたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、農業委員会は、農地利用状況調査にて、農業委員、推進がそれぞれ担当の地域を決めまして、現地調査を行い、遊休農地のほうの把握をしております。

この調査は、農地法の第30条第1項に基づき、毎年1回集中的に行うこととされて

おり、本町におきましては8月から9月の2カ月間にわたって実施しております。

遊休農地につきましては、平成27年度では61筆、6万750平米、平成28年度は59筆、6万2,447平米、平成29年度の調査時には106筆、8万5,570平米との結果となっており、今年度は現在、調査中ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 平成27年、28年に比べて、平成29年度の調査時には大変遊休農地の調査において、たくさん出ております。これは推進委員のおかげできめ細かなパトロールというのか、点検ができたというふうに解釈してよろしいかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） はい。毎年是正されたりですとか、新たに見つかったりですとか、プラスマイナスが当然あるわけですが、議員おっしゃられるとおり、昨年度は集中的にやった。その結果、ふえたということも大きな原因かと思われま。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 幸田町にも山つきというのか、山についての農地があります。その辺のところ大変耕作放棄地、あるいは遊休農地がふえておるような私は感じをいたしております。その辺のところの点検もこの推進委員、農業委員、一致協力してきめ細かな点検をしていただきたいと思っておりますけど、そして、遊休農地、耕作放棄地の発生防止、これが一番大事でございますので、その辺のところをもう一度お聞かせ願います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会のほうでは、基本的に区分のほうを色分けしまして、3種類程度に色分けしまして、是正可能な土地ですとか、これはもう山、議員がおっしゃられたように山の中の土地だから、もう是正をする価値がなからうという判断をする農地だとか、そういったものもいろいろあるわけですが、基本的にはいわゆる農振農用地、いわゆる色地ですね、色地のところを集中的にやっておるという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 調査、把握しておられると、大変ありがたいと思っております。解消に向けての、その後の取り組みはどうなっているか、また利用集積の現状はどうなっているか、あわせてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会のほうで把握した遊休農地の解消の取り組みでございますが、まず、委員と農業委員会事務局担当者にて現地確認を行います。ここで遊休農地と判断されましたら、その農地の所有者に対し、農地法の第32条の規定でございますが、これに基づきまして、農地利用意向調査を実施します。

具体的には今後の利用意向として、まず、みずからが耕作するか、また、農地中間管理事業を利用するか、そして、JAを通し貸し付けを行うかなどを確認する内容のものであります。

そして、農地利用意向調査を実施した後に、回答通りの利用が行われていない場合や

回答がない場合は、農地法第36条の規定に基づき、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する流れとなっております。

また、利用意向調査の中では、借受希望者に土地情報公開の可否を問い、受け手希望者への情報提供につなげるようにする内容もございます。

次に、利用集積の現状についてでございますが、平成29年度末の累計利用集積状況は、511.3ヘクタールでございます。集積率でいいますと、39.1%。愛知県の平均が34.1%ですので、県平均のほうを少し上回っている状況でございます。

利用権設定は、受け手、出し手の双方で契約年数を決めるため、設定件数は毎年増減がございますが、集積率は4年前の例えば平成25年の36.5%と比べますと2.6%集積率は増加しております。面積にして52.3ヘクタールというふうでございます。毎年着実に利用集積が進んでいる状況であるというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 毎年、農地については改善されておるということでございます。町内の農業者、いわゆる農業に携わる人、高齢化、担い手不足とか、まだ都市化も進んでおります。その辺のところ、大変危惧するところがございますけど、その辺のところの調査というのか検討はされておるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） その辺につきましては、農業委員会に限らず、農業振興事務の整備の関係で、整備計画書というのも5年に1回見直しとされておるということで、その中で今、議員おっしゃられたことについても総合的に考えて、町と農業委員会が連携しまして、そういった計画のほうをつくっておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 先ほど、部長の答弁で農地中間管理機構と協議をするということを勧告という言葉が出てきた。この勧告の事例は本町にあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町でやる事業ではございませんのであれですけども、農業委員会のほうの資料を見ますと、そういった事例は今のところないというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 農地制度のあり方について、ちょっと私のこれ、大変難しい問題だと思いますけど、簡単に私自身思っておることを発言させていただきますと、企業の農地所有を狙って、経済界が農地制度について大変厳しい提言が突きつけられたそうでございます。私は農地を動かす最高な、効果の高い農業委員会制度だと思っております。農業的利用の確保が必要であり、重要な農地制度と思っておりますが、部長はどう思われるかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農地法が戦後に施行されておるわけですが、戦後の農地解放のときから、農地はその当時でございますと、農地は自分自身が所有して自分で耕して自分で生産行為をなさいと、そういうことでございましたが、今般の平成20年以

降の改正では、自己が所有して、自分が耕すということよりも、いかに利用率を上げるかと。貸したりいろいろなこともしながら利用していきなさいよというふうに改正がされてきておる状況です。そんな中で企業の農地所有ということでございますが、こちらのほうも実は緩和がされてきております。貸し借りですとか、そういったことはできるようになってきております。農地組合法人、そういった農業法人には所有のほうも認められてきておる状況でございます。また、一般企業でいいますと、まだ所有まではたしか認められてなかったと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 他の自治体見て言うと、いわゆる企業に貸し出すと、そこはよろしいのですが、周りの農地が大変荒れて困るよという話も聞いております。その辺のところの本町についての考えをお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 企業の周りの農地が荒れるという議員のあれですけれども、私のほうで最近ちょっと現場のほう余り出かけてないものですから、そういった認識はございませんが、また一度確認したいなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） ぜひ部長にもちょっと見ていただきたいなと思います。この農地パトロールの最後の質問になります。今後、全国的に遊休農地が増加する中、推進委員の役割が重要になってくると考えられますが、これ以上に農地利用の最適化に対して、力を入れなければならないと考えます。新体制後の農地パトロールの状況はどうなっているかお聞かせを願います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 新体制ということのほうでございますが、まず、旧体制での、この農地パトロールは農業委員各自で巡回しておりました。そこで新体制に変わった昨年度につきましては、各委員の活動に対する士気を高めるとともに、対外的にもその活動周知をアピールするために農業委員会が全体で、役場の玄関前で出発式を行ったようでございますが、出発式を行い、委員一同がそろって調査を実施したということでございます。なお、この活動につきましては、広報、またケーブルテレビ、三河ネットワークですね。当時は放送されました。遊休農地の発生防止等を促進するためのPRもあわせて、そういったところで行っておる状況です。また、集中的に実施する農地パトロール以外にも日ごろの農地巡回により遊休農地の把握がされれば、即対応することといたしまして、推進委員ができたことにより、以前より遊休農地に対しての認識は高まってきている状況というふうに認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 出発式、大変、何というのですか、明るくまとまりのある出発式だったかなと思っております。また、推進委員ができたことにより、住民の目がそちらのほうに向く可能性が高いと思います。農業委員、そして推進委員、できることなら本当に一致団結して、この本町の農地を有休農地、耕作放棄地のないようにしていただきたいと思っております。その決意を部長にお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会と協力しながら町のほうも努力していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 町のほうも一所懸命連携を深めてやっていくということで、次の質問にまいりたいと思います。

次の質問ですが、所有者不明土地の把握についてを質問いたします。

相続登記の未了などを要因とする所有者不明土地問題が全国各地で波紋を広げております。このような土地が緊急を要する、災害復興、防災工事、道路など公共事業の現場にあると必要な土地を買収しようにも所有者を探すだけで大変な時間がかかってしまいます。東日本大震災に進められた住宅の高台移転にも移転先に所有者不明土地があり、何カ月も工事がおくれた例があります。地方や山間部などにある価値の低い土地の場合、それを相続していても管理費、固定資産税の負担がふえるだけで相続登記をせずに放置されているのが現状です。そして、登記は義務ではないため、このような状況が戦前から続き、相続人の数さえ簡単にわからない。これだけ全国的に問題になっている所有者不明土地であります。本町においても例外ではないと思います。

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法が本年6月に成立し、来年6月までに全国施行されることになっていると新聞にて報道されておりました。ある年では、都市計画道路用地を買収しようとしたところ、昭和初期に五十数人の共有地であったものが、その後の相続で約700人の共有地となり、そのうち十数人は所在が不明で交渉が難航しているという事例もあります。このように土地の所有者の把握に多大な時間と費用を要したり、それでもなお不明のため、大きく計画を変更したり断念する例が数多くあると報道されておりました。本町において、所有者不明土地はなぜ全国的に増加したと考えるのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 所有者不明土地問題研究会によりますと、相続未登記などで所有者がわからなくなっている可能性のある土地の総面積、こちらのほうが九州より広い、約410万ヘクタールに上るということをございます。そして、対策を講じず、このまま放置しておく、2040年には720万ヘクタールと、北海道の面積に迫る水準になるというふうに予測をされております。国土交通省は、所有者不明土地が増加した原因といたしまして、相続が発生しても土地の価格の下落により、資産としての関心が薄く、税負担を負いたくないとの心理から相続登記しない例が多く、そのまま放置している状況を指摘されております。また、相続登記には手間だとか費用、こういったものが必要になり、資産価値の低い山林など未登記となることが多いと思われま。あわせて、法律上は相続登記に義務はないということで、強制力が働かないことも要因になっているのではないかというふうに考えております。そのため、相続人の把握が困難となり、所有者不明土地が公共事業用地の取得に支障を来している状況が全国で発生しているということが問題になっているというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 今、幸田町でもこれは現実にあることでございますけど、親は地方、まあ、親は幸田町で子どもは都市部に居住している場合がたくさん見受けられます。地価の下落が続く地方の土地、建物を相続するメリットが非常に薄い。今後は高齢化の進展で相続は増すために一定割合が未登記となる現在の傾向が続くと。同時に深刻化するおそれが強いと思いますけど、その辺の御見識、見解はどう思っておられるのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員言われましたとおり、先ほど議員からも話がありましたが、戦前から続いてきた、こういった不明土地、こういったものはさらに最近はそのようなことで特に地方、資産価値が低い土地、そういったものに関しては煩わしさというようなものもありまして、やはり相続登記を打たないと、というケースがふえてきておる。今後、さらにふえていくであろうというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） これだけ全国的に問題になっている所有者不明土地でありますけど、本町においても例外ではないと思いますけど、本町の所有者不明土地の把握はどうなっているかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 本町における所有者不明土地がどれくらいあるのかということでございますが、申しわけございませんが、こちらのほう把握はしておりません。税の関係で言わせていただきますと、固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者であり、土地の場合は不動産登記簿に所有者として登記されているものをいいます。賦課期日であります1月1日までに相続登記がなされ、もちろんなされればいいわけでございますが、なされない場合は法定相続人に相続人代表者指定届等を提出していただき、納税通知書を送付というような形で行っておるということでございます。所有者が亡くなってもほとんどの場合、残された家族や企業等により本町に納税されておるということで、税収確保の点では税務行政の執行上の問題は現在起きていないということでございます。なお、死亡手続の関係で来庁された場合、そういった場合は税務課の窓口におきまして、法務局への相続登記の申請を御案内させていただき、新たな不明土地の発生を抑制しておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 次の質問で、土地の有効活用ということで、これから基本方針ということで所有者不明土地の解消に向けての工程表が発表されております。それは20年までには制度改正をするよということでございます。そして、この3番目からは、この工程表が発表された中身であって、決まったことではないかもわかりませんが、私からちょっと質問させていただきます。

土地の有効活用ということで、持ち主のわからない土地を有効活用しやすく、特別措置法が本年の6月6日に参議院の本会議で可決成立をいたしました。公共性の高い施設を整備する場合、10年間の利用権を認めることが決定いたしました。不明土地を活用することで地域の活性化につながると期待されておるわけでございますけど、特措法は、

公園、イベントスペース、農産物直売所などの店舗の整備に加えて学校、病院など公共性の高い事業が対象となる。反対する権利者がいないことが条件として知事が最長10年間第三者に土地の利用権を与えるということになっておりますけど、この解釈でよろしいかどうかお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員がおっしゃったとおり、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が平成30年の6月国会にて可決成立、2019年の6月までの全面施行を目指しております。

本法律の趣旨には、所有者がわからない土地を地域に役立つ土地にという考え方が示されております。この基本方針に基づきまして、大きな特徴として自治体や民間事業者が公園や道路等の公共目的に限って所有者不明地を利用できるようにする。都道府県知事が利用内容の公益性等を確認の上、申請が認められると最大10年間の利用権が付与される。利用権が発生している間に所有者があらわれた場合は原状復帰の上返還しなければならない。こういった項目が規定されております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） どういったことだかわかりませんが、収用制度の対象にはならないということで知事のこの利用権の5年間というのは認められるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今回の特徴は手続の簡素化にもあります。都道府県の知事の判断で最長10年間の利用権が設定されるようになりました。今後も所有者不明土地の増加が予想されており、収容等の手続の煩雑さから公共事業の円滑な実施に支障となっていく現状をなくすためであります。議員の発議にもありましたように、利用権を設定できるのは建物がなく、反対する地権者もない土地となる。利用権の設定には事業者がまず都道府県知事に裁定を申請、知事はあらかじめ地区町村に意見を聴取し、事業の公益性、事業者の適格性などを確認する。公告・縦覧期間を設けて、不明者が名乗り出ない、反対の申し出がないとなった場合に都道府県知事が裁定をする。このような手続となっております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 土地の有効活用ということで、所有者の検索を合理化するためということで、固定資産課税台帳等の所有者情報を行政機関が利用可能とする仕組みについてもお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地権者調査の合理化にかかる部分では、登記簿、住民票、戸籍といった客観性の高い公的書類で調査する。情報アクセスも拡大し、固定資産税台帳、地籍調査票のほか、インフラ事業者が保有する所有者情報を行政機関が利用できることを可能としました。また、公共事業や地域福祉増進事業を実施しようとする民間事業者が地方公共団体に所有者情報の提供を請求することも可能となっております。地方公共団体は台帳などに記載されているものに確認して、同意が得られた場合に民間事業者



その所有者情報を提供できる。このような仕組みとなっております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 今、部長が答弁された事業、自治体とかNPO、それと民間事業者などにも公園や広場など、利用可能となるということを認識しておりますけど、これでもよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） この所有者不明土地を円滑に利用する仕組みを利用できるのは、地方公共団体のみではありません。議員の発言のあったような民間事業者も地域福祉増進事業等の創設に当たっては利用権の設定を受けることができます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 農地の有効活用について、ちょっと僕のほうのこれ解釈が間違っておるかどうかわかりませんがお伺いいたします。

町長が財産管理人選任の人を立てて可能とする民法の特例措置を講ずることができるかと伺っておりますけど、これでもよろしいかどうかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今、該当のページがちょっとそこに出てなくて申しわけありません。私の記憶でございます。地方公共団体が家庭裁判所に当該土地の財産管理人の請求をすることができる。このような規定がここに含まれておたはずであります。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） それは財産管理人選任の申し立てを可能にすることで解釈してよろしいかどうかお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） そのとおりであります。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 逆に今度は所有者不明土地の放棄の仕組みの提案をとということで御質問をいたします。

所有者不明土地解消に工程表が作成されたということは先ほど申し上げたとおりでございますけど、中身についてはこの放棄の仕組みの提案をとということで、土地を手放すことができる仕組みなど、来年の2月をめどに審議会に諮られて、20年に土地基本法、民放などを改正して実現するという事になっております。その中で、長期間放置された場合に所有権が放棄されたとみなして、第三者への所有権移転を可能にするみなし放棄の制度と是非が焦点になっておりますけど、このみなし放棄という言葉はどういうことかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今回の法の根底には、土地の所有から利用重視へ、利用の転換を図るという考え方がございました。ただ、今回整理した分は、いわば第一弾、議員のおっしゃったみなし放棄にかかる規定はまだ整備がされておられません。ただ、考え方として、これは自民党の政務調査会、所有者不明土地等に関する委員会が本年の5月に提案をしているのですが、所有権を含む民事基本法制の抜本的見直しを視野に、みずか

らの土地の管理を行うことが難しい所有者が土地を手放し、受け皿となる団体が適切に管理し、利用する仕組みと長期間放棄された土地は所有者が所有権を放棄したとみなす制度の検討を求めています。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） ちょっと私も解釈は早まったかなと思いますけど、工程表では土地の管理、利用に関して、所有者が負うべき責務の明確化、そして、相続登記の義務化の是非。土地を手放すことができる仕組み、などなどということで、みなし放棄ということが出ております。これは基本方針の決定の20年までに制度改正するということがどうかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 今回の法の考え方を到達するには、そういった制度の創設もあろうかと思いますが、今、成立している内容は少し趣が異なります。今回の特別措置法の考え方は土地の個人所有権を保護した上で、土地の有効利用を図る方策を整備しようとする考え方でありました。そのため、例えば、一定の条件のもと、所有者を特定するための権限を当機関に与えたい。相続登記をするよう個人に当機関が勧告することができる。それから、町道整備など、公共の利益となる事業では、法務局のほうで町の申請に基づいて相続人の特定作業をし、その資料を提供するといった制度が設けられております。また、あわせていえば、取り組みの一例として、一定の条件の市街化区域以外の土地については、市町村からの申し出に基づいて、法務大臣が指定することにより、相続登記時の登録免許税を課さない、こういった制度も盛り込まれております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 大変難しい問題、これから20年度までに制度改正ということで、私もちょっとこの辺のところ先走ったかなと思いますけど、私のこの思いついたところでございます。

最後の質問でございます。

所有者不明の土地は、地域の活力を奪っていく存在であるということは皆さん御承知のとおりで、そこで相続登記の義務化の実施をということでございますけど、所有者不明土地の増加にこれは一定の歯どめがかかるのではないかなと思っております。そして、土地は個人資産であると同時に地域の活性化にもつながり、地域の土台でもあるということを経済新聞で見たのですが、この相続登記の義務化の実施ということをどうお考えかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 全ての土地について、現に生存する権利者が登記簿上で確定できることが公共事業の推進に大きなメリットとなります。また、民間の経済活動においても同様であると考えます。現段階での法律の内容では、例えば、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第2項には、登記官は前項の規定による探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得るものを知ったときは、そのものに対し、当該土地についての相続登記との申請を勧告することができるかとあります。相続登

記促進の取り組みがここに盛り込まれております。まだ義務化までは行っておりません。相続登記は相続人がみずから行うものでありますが、その促進が図られるよう、国、施策も展開されますので、本町としても法の趣旨に沿った取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） ありがとうございます。

また、別のあれで義務化の実施をということでございますけど、相続登記の簡素化、また不明土地の受け皿づくり、所有者情報の基盤づくりということで、これから調査・研究する必要はあると思いますが、最後の質問になりますけど、この3件についてお伺いして質問は終わります。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 先ほど述べました自民党政務調査会の報告書では、後段でその部分にもふれております。抜本的な法改正も視野に、利用重視の理念のもと、土地の適切な利用や管理を画する上での、土地所有者の責務と必要な方策の検討をうたうとして、登記制度では登記の義務化も視野に入れ、相続発生時に登記に確実に反映させる仕組みの検討を求めています。

このような提起に基づいて、国の施策も組み立てられてまいりますので、本町といたしましても、所有者不明土地の発生が抑えられるよう、国の施策にあわせた形で施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田久男君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月10日（月曜日）午前9時から再開します。本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月13日（木曜日）までに、事務局へ提出をお願いします。長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年9月5日

議 長

議 員

議 員